

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成29年12月13日)

○ 村山繁生委員長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

それでは、ただいまより予算常任委員会総務分科会を開会いたします。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費～第10款 教育費

議案第59号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第60号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○ 村山繁生委員長

これより、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第58号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費、議案第59号平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第60号平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

まず、部長より、ご挨拶をいただきます。

○ 辻総務部長

改めましておはようございます。

委員長さんからございましたけれども、昨日までの一般質問に引き続きということで本当にお疲れのところ申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

総務部のほうからは、この予算議案と一般議案両方をお願いしてございます。部の新設でありますとか、今回、人事院勧告に関連した議案ということで、議案聴取会の場ではま

だ国会へ提出された状態ということでございましたけれども、その後、国会議員さんの歳費、あるいは一般職の国家公務員の給与法等々成立してございますので、その状況で議案のほうを追加提出をさせていただいておるところでございます。その他、種々ございますけれども、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。詳細のほう、また後ほど、担当のほうからご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

市民の方がお一人、傍聴にお見えになります。

それでは、説明をお願いします。

○ 清水総務課長

総務課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案33号平成29年度一般会計補正予算（第6号）債務負担行為の補正、総務課関係部分についてご説明いたします。

11月補正予算参考資料でご説明いたしますので、タブレットのフォルダー01本会議、07平成29年11月定例月議会、07平成29年度11月補正予算参考資料、こちらの33ページをごらんいただきたいと思います。

（発言する者あり）

○ 清水総務課長

07の平成29年度11月補正予算参考資料でございます。

（発言する者あり）

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 清水総務課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、お願いします。

○ 清水総務課長

こちら、総務課で所管しております文書集配業務及び文書集配室、そして印刷室の管理業務委託費の債務負担行為でございます。

こちらは、市役所本庁舎と出先機関との文書などの集配でありますとか分別、郵便物の受付、発送と、本庁舎の地下1階にあります文書集配室と印刷室の維持管理を委託するものでございます。

債務負担の限度額は1億109万9000円で、期間は平成29年度から34年度でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 川口人事課長

人事課長の川口でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、同じ資料の65ページをごらんいただきたいと思います。

業務・事務処理委託等に要する経費のちょうど中ごろでございますが、平成30年度職員定期健康診断等業務委託でございます。

平成30年度の職員定期健康診断等に係ります業務委託費で、限度額は1100万円でございます。こちらは、労働安全衛生法令等に基づき実施いたします職員の健康診断及び産業医の委託に関するものでございまして、健康診断につきましては、受託事業者との実施時期の調整の関係上、また、産業医委託につきましては、4月1日から選任が必要なため、今議会での債務負担行為の追加をお願いしているものでございます。

続きまして、そのまま続けさせていただきます。

追加上程いたしました議案第58号一般会計補正予算及び議案第59号国民健康保険特別会計、議案第60号介護保険特別会計、議案第61号後期高齢者医療特別会計の人件費補正部分についてご説明申し上げます。

資料のほうが変わりますので、一つお戻りいただきまして、17番の11月補正予算参考資料（第7号）というのをごらんいただきたいと思います。一つ戻っていただきまして、17

番の11月補正予算参考資料（第7号）でございます。

こちらの4ページをごらんいただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

資料のほうはよろしいでしょうか。

○ 川口人事課長

こちらは、会計別、支出内容別の補正額内訳となっております。補正の総額は一般会計で2億円余りの減額、特別会計で900万円余りの増額、合計1億9119万3000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

今回の人件費補正の主な理由といたしまして、まず1点目でございますが、人事院勧告に関する部分でございます。後ほど、条例改正議案でもご説明いたしますが、公務員にも人事院勧告に準拠しまして、給料表の平均改定率0.2%の引き上げ及び勤勉手当の支給月数の0.1月の引き上げ等をお願いしてございます。これに係るものとして、1億1600万円の増額でございます。

2点目といたしましては、毎年4月1日付で定期人事異動のほうを行いますが、予算をご審議いただきました積算人数と実際の配置数にずれが生じるということから補正をお願いするものでございます。正規職員、再任用職員及び嘱託職員におきまして、今年度4月に確保できなかった欠員分、それと、年度途中での退職による減額等でございます。合計で6800万円の減額でございます。

3点目といたしましては、無給または給料減額される育児休業等の新規取得分による減額でございます。本年4月以降で新たに育児休業等を取得した職員に係る給与等2億800万円の減額を行うものでございます。

4点目は、その他職員手当等による減額でございます。4点合計して1億9100万円余りを減額するものでございます。

次の6ページ、7ページのほうには、支出科目別の給料、各職員手当、それから共済費の明細をお示ししてございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

じゃ、これより委員の皆さんから質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方は、挙手の上、ご発言ください。

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

先ほどの人事院勧告による人件費の件で、この後、条例の改正の審議をしなきゃいけないんですけど、条例が改正されて、それが可決された上で補正が発生してくるのではないかなと思うんですが、それは問題ないんです。同時というか、まだ条例も改正されていないというか、議決されていないのに補正予算というのを先、議決するとかというのは問題ないんですか。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 辻総務部長

この件につきましては、まず、予算の裏づけのある条例ということで、この後、給与条例でありますとか、その他の条例をご審議いただきますが、まず、予算の裏づけをもって条例改正をお認めいただいて、初めて執行できるものと理解をさせていただきます。

逆に、予算の裏づけがなく条例改正させていただきましても、予算の裏づけがありませんので執行できませんので、そういう意味で、今回は同時ですけれども、そういうふうな理解で提出をさせていただいてございます。

○ 中川雅晶委員

言わんとされることはわからんことはないんですけど、でも、特別職も含めて、先に補正予算をとくか、もうひょっとしたら支給もされている……。まだこれからか。財源をしっかりと確保した上で条例を改正するというふうにおっしゃりましたけど、人事院勧告を受けて給与体系を条例で改正した上で、それに伴って予算が発生するって、どっちなんでしょうね。その辺、法的に問題なければそれでいいんですけど。何となく、あれ、どうなの

かなってきのうも考えていて、済みません、疑問なんです。

○ 清水総務課長

部長が言われたとおり、予算の裏づけをもってということで、条例がこれ、予算の裏づけがないと意味のないものとなりますので、法的に問題ないと考えております。

○ 中川雅晶委員

法的な根拠が、例えば条例があるから、その予算を編成する必要性が出てくるという考え方ではなくて、今、逆ですよ。予算のちゃんと裏づけがあって初めて条例が成立するみたいな話なんですけど、本当にそうなんですかね。

これは人件費のことなのでそういう捉え方もあるのかなとは思いますが、人件費以外のことであればどうなのかなって。

○ 辻総務部長

その点、内容といいますか、状況によろうかと思うんですが、仮に予算の裏づけのない条例が制定された場合において、例えば執行側として、その予算を裏づけするような、速やかにするよう努めるものとするみたいな実例はございますけれども、あくまでもこの件につきましては、予算でお認めいただいたらそのまま執行できるというものではございませんので、あくまでも予算の裏づけがあり、かつ条例の、支出の根拠をお認めいただいて初めて支出できますので、この点については、まだ執行は当然しておりませんし、できませんし、お認めいただいてからということになるかと思えます。

繰り返しますけれども、予算のない、裏づけのない条例が有効かどうかという議論はございますけれども、仮にそういう条例が制定等をされた場合、執行側としてその予算化をするような努力をするべきというような実例は見たことがございます。

○ 中川雅晶委員

補正予算ですので、補正で組んだ上で、ひょっとして補正予算が成立しても条例が不成立の場合は、それは執行できないという意味ですよ。わかったような、わからないような話。

○ 早川新平委員

33ページの文書集配業務で、これ、出先機関って地区市民センターとかそういうところ。

○ 清水総務課長

主に地区市民センターとか、そういった外部の施設でございます。

○ 早川新平委員

あれ、市役所の、要は公用車で行っているのはまた別ですか。公用車が結構センターへ2回ぐらい往復しておると思うんやけど。

○ 清水総務課長

業者の車で委託をしておりますので、業者の車でセンター等に集配していただいております。

○ 早川新平委員

公用車で行っている人、結構おるよな。あれにはこういう集配業務とかそういうのは一切なしで、ほかの業務で庁舎からセンターへ行くということ。

○ 清水総務課長

公用車でセンターとの、業務上、行かれる職員もあるかと思いますがけれども、文書集配に関しましては、業者のほうで集配、発送、そういったところの業務を行っております。

○ 早川新平委員

3番の印刷室の維持管理、機器の日常管理、印刷機の使用受付、これも内容として入っているんやね。その業者が全部一元化でやっているの。

○ 清水総務課長

業者のほうで印刷室の維持管理、機器のほうの点検等も見ていただきながら、何かあれば総務課のほうに連絡をいただいております。

○ 早川新平委員

2番の発送業務なんかは委託しているんやから、ここの本庁舎か誰かがきちっと采配しているんやわな。勝手にするってことないんでしょう。これ、2番の内容として、文書集配室の維持管理とか、最後の郵便物等の受付及び発送業務等って書いてあるんやけど、それも機械的に全部任せているの。それとも、これを発送してくださいって、ちゃんと各課からチェックはきちんとしておるのかな。

○ 清水総務課長

各課のほうで判断いただきまして、郵便物を文書集配室のほうに持ってきていただいて、そちらのほうで、業者のほうで仕分けして、郵便物については郵便のほうに送るというような形で整理をしていただいております。

○ 早川新平委員

はい、わかりました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

職員の定期健康診断の業務委託の件ですけど、これ、定期健康診断と、それから産業医というのは同じところに委託をするということですか。

○ 川口人事課長

定期健康診断と産業医につきましては、特に、健康診断の結果を産業医が確認するというようなところが産業医の業務として大きな部分を占めてございますので、そういった意味もあって同一のところだというふうに考えてございます。

○ 中川雅晶委員

過去からずっと同じところに委託を、1カ所の医療法人にお願いというか、委託をしているということで理解すればいいですか。

○ 川口人事課長

そのとおりでございます。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論ございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論ございませんので、採決に入ります。

反対意見もございませんので、簡易採決といたします。

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第61号平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費、議案第59号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第60号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

それでは、これより総務常任委員会に切りかえます。

議案第40号 四日市市事務分掌条例の一部改正について

議案第41号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

議案第62号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第63号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第64号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第65号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○ 村山繁生委員長

議案第40号四日市市事務分掌条例の一部改正について、議案第41号四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、議案第62号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第63号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第64号四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第65号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

○ 清水総務課長

それでは、議案第40号四日市市事務分掌条例の一部改正についてとあわせまして、関連します議案第41号四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

説明は、提出議案参考資料でさせていただきます。タブレットを戻っていただくんですけども、一つ戻っていただいて04の提出議案参考資料をお開きいただきたいと思います。

こちらは、資料のほうの1ページ、24分の4ページになります。24分の4ページをごらんください。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 清水総務課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

じゃ、お願いします。

○ 清水総務課長

議案第40号は、平成30年度の組織としまして、8月の議員説明会でもご説明いたしました、シティプロモーション部及びスポーツ・国体推進部を設置するに当たりまして、事務分掌条例を改正しようとするものであります。

まず、シティプロモーション部につきましては、市の広報広聴、そして観光に関し所管する新部でございます。市内外に本市の魅力を発信し、イメージ向上を図り、交流人口の増加、定住人口の増加を図るものであります。

次に、スポーツ・国体推進部につきましては、市長部局においてスポーツ・国体に関し新部を設置することで、第3次四日市市スポーツ推進基本計画に定めます「スポーツで元気になるまち 四日市」を目指して、関連部局と連携して一体的な取り組みを行うというものでございます。あわせて、平成30年度のインターハイ、平成33年度開催予定の三重と

こわか国体における施設整備、運営体制の強化を図るものでございます。

このスポーツに関する事務、学校の体育に関することは除きますが、市長部局に移管して市長が管理、執行するために地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律がございまして、こちらの第23条のほうでこの規定に基づいて条例を新たに制定いたすものでございます。

これが、議案第41号でございます。

そして、条例で規定することに関しまして、議会におかれましては議決前に教育委員会の意見を聞かなければならないとされておりまして、教育委員会から議会が意見を聴取いただいた結果は了承ということで報告がされております。

なお、今回のスポーツ・国体の組織機構の見直しに伴い、新規制定いたします条例の議案第41号の附則で関係します四日市市スポーツ推進審議会条例、四日市ドーム条例、四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の規定中、教育委員会を市長と改めるなど関係規定の整備を行っております。

議案第40号、41号ともに、施行は平成30年4月1日を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○ 川口人事課長

続きまして、議案第62号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正から、議案第65号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正まで4議案につきまして一括してご説明申し上げます。

資料のほうが変わりますので、また一つお戻りいただきまして、14番の提出議案参考資料（12月12日上程分）というのをごらんいただきたいと思います。

こちらの3ページをごらんいただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 川口人事課長

ありがとうございます。

議案第62号から第65号までの条例改正につきましては、いずれも本年度の人事院勧告等

に準拠いたしまして関係する条例の改正をお願いするものでございます。

平成29年度の人事院勧告につきましては、8月8日に提出されまして、民間給与実態調査は例年どおり企業規模、事業所規模が50人以上の全国の民間事業所から抽出いたしました約1万2400事業所を対象に調査を行ってございます。

調査の結果といたしまして、公務員と民間の給与比較において月例給で631円、ボーナスで0.12カ月の差額が発生しているというところから、昨年度に引き続きまして引き上げの勧告が出されたものでございます。

引き上げの内容につきましては、補正予算の説明でも申し上げましたが、給料表の平均0.2%の引き上げ、勤勉手当の支給月数の0.1月の引き上げが主な内容でございます。

冒頭、総務部長からも申し上げましたが、国家公務員の給与法等の改正につきましては、人事院勧告どおり、今国会において既に成立いたしております。

それでは、まず、議案第62号、議員の皆様はの期末手当でございますが、市議会議員の期末手当につきましては、国会議員との整合性を持ちまして、国家公務員の指定職に準じて改正を行ってきてございます。

改正内容につきましては、現在の12月期末手当の1.70月を1.75月に、0.05月分引き上げるものでございます。平成30年度以降につきましては、今回引き上げた0.05月を6月と12月に分割して増減いたします。

続きまして、議案第63号市長及び副市長の期末手当でございますが、議員の期末手当の配分と同じとなっております。

次に、4ページをお願いいたします。

議案第64号は一般職員に対するものでございます。民間給与との格差是正のため初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きながら職員の給与を平均0.2%引き上げる給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給月数を一般職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるものでございます。

また、昇給回復につきましては、平成27年度の給与制度の総合的見直しにおきまして実施した昇給抑制措置を回復するものでございます。

なお、今回の一般職員に対する給与改正につきましては、職員団体と交渉を持ちまして妥結をいたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第65号は任期付職員に対するものでございまして、給料表につきましては金額の低

い1号給、2号給において1000円の引き上げ、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

6ページには参考資料といたしまして、先ほど説明いたしました、平成29年の人事院勧告の概要をつけさせていただいております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、お質疑のある方はご発言ください。

○ 中川雅晶委員

済みません。職員給与条例の一部改正についてと、それから任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですけど、これ、一般職員は勤勉手当の支給月数が0.1カ月分が増額になっているんですけど、任期付のほうは0.05カ月分なんですけど、この差というのはどういうふうに理解すればいいんですか。

○ 川口人事課長

こちらのほうも一応、人事院勧告で出ておるということで、それに準拠しておるということでございますが、もともとの一般職員の期末手当、1年間トータルして期末手当と勤勉手当とございますが、トータルすると4.3月現行でございます。再任用職員でいきますと2.25月というところがございます、任期付職員でいきますと、こちらにございますように、3.25月というのがもともとの1年間の総月数というところがございます。

それぞれの区分につきまして、調査のほうを人事院が行いまして民間との比較を行うという中で、一般職員については0.1月分の差があるというような形で調査の結果を反映しておるものというふうに理解してございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

人事院勧告に従って、本市もそれに準じてという形でということですね。なるほど、わかりました。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

参考までに教えてほしいんですけど、議案第64号で職員団体さんとのお話もきちんと済みましたよというご報告やったと思うんですけど、具体的にその職員団体はどのような手順で皆さんの総意を諮っているのか、あるいはその話し合いの経緯というのは、ちょっとあんまり我々にはわからない部分なんですけど、どういうふうにやられておるのかだけちょっと確認させてもらえませんか。

○ 川口人事課長

職員団体との交渉の経緯ということでございますが、職員団体としましては、当然、各組合員、団体員に人事院勧告の内容を説明するというようなことで、8月、大体夏場に人事院勧告が出ますので、それ以降、職員に対してはこういう勧告が出ておるといような説明が始まります。

それに対しまして、その職員の意見を集約した形で、職員団体のほうと人事課のほうでそれについてどのように四日市市としては実行していくかというような話し合いの場を持つというような形で、例年、人事院勧告の分については、議会のほうでもご説明させてもらっていますように、主としては勧告に準拠しますというような形で来てございますので、こちらにつきましては、特に大きくそのようなところで要求があるとかというところは、現時点では余りないというような形で、人事院勧告分については比較的スムーズに合意のほうになされておるといような状況でございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

大体様子はわかったんですが、そうすると、例えばやりとりの回数とかというのはかなり頻繁に行われているの。

○ 川口人事課長

当然、やりとりの回数につきましては、事務レベルでの折衝という形で数回程度行ってまいります。最終的に、正式な交渉の場というのを大体2回程度持ちまして、最終的な妥結に至るといようなことが多うございます。

○ 笹岡秀太郎委員

わかりました。

この部分、大事なところやもんで、説明の部分でもそういう経緯を少し入れて説明されると、より丁寧かなと思われまますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

確認ですけど、施行期日が、平成29年12月1日から適用になっているんですけど、この改正は平成30年の6月の期末手当から反映されるということですか。

○ 川口人事課長

人事院勧告自体が平成29年、今年度の給与に関しましての勧告ということで、これにつきましては、ボーナスは既に平成29年6月分はもう支給してございますので、12月分として改正いただくという形になります。そういうところで12月1日で改正の期日が切つてあるということですが、こちらにつきましては、議了といいますか、お認めいただいた後、速やかに差額分の支給をするというような手順で進めさせていただいてございます。

来年度以降の分については、6月と12月の2回のボーナス期におきまして、ちょうど半分ずつ足して支給するというような形で、4月1日以降の形は0.05月になりますし、とい

うような改正でございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

ということは、先ほどの補正予算がそれに充当されるということですね。はい、わかりました。

○ 早川新平委員

議案第40号のシティプロモーション部のところ、1番目のところで、設置していただくのはありがたいんだけど、戦略的に交流人口の増加及び定住人口の増加を図っていくって、戦略的ってどういうふうにやっていくの。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

書いてあるので。

○ 辻総務部長

まず、四日市、少子化の関係で、推定人口、四日市が、今、28万人等々出しておりますけれども、まず、今までの延長だけではそういうようなものは達成できないであろうと。特に、これは8月の議員説明会の際もお話しさせていただいたと思うんですけども、まず、四日市市のそれぞれの部で発信をしてございますけれども、しっかりと四日市の立ち位置を把握した上で発信機能を強化していくと。そして、一貫したプロモーションの方針、方策、その全体をより積極的にやるということを戦略をもってやっていきたいと。その結果として、交流人口、ひいては定住人口の増加に努めていきたい。当然、その中には、都市イメージの向上でありますとか実際の施策も入ろうかと思っておりますけれども、そういうような意味で戦略的という言葉を使わせていただいております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

別にけちをつける気は全くないんですが、たしか辻さん、都会過ぎず、田舎過ぎずってこの委員会でおっしゃったんですよね。それは四日市のよさでもあり、逆に言うと弱みでもあるというところで、戦略的にということ、あくまでもこの四日市は都会過ぎず、田舎過ぎずというのを根底に推していくのか、戦略的に。そこのところ、方向性をきっちりやっぱり持ってもらわんと、場当たりの、いえ、去年はこうやったけど、ことしはこれで行きますという四日市の立ち位置というのが、よそから見るとやっぱりいまだに公害のまちなんや。産業のまちというのは当然そこなんですけれども、この間の一般質問でも各議員が指摘をされておったように、やっぱり根底には、四日市は産業のまちであるというのが、これ、根底なんですよね。どれだけ否定しようと、外からどういうふうに見られているかというところ、それを改善していくんだというスタンスなのかということでお伺いをさせていただいたんですけれども。都会過ぎず、田舎過ぎずというの、僕はあんまり嫌いではないんですが、実際にそうなので、そういったところはしっかりとゆっくりやっていっていただきたいなと。四日市もずっと栄え続けるというか、やっぱり三重県の中ではやっぱりトップを走っていかないかんなど。それは人口が多いとかそういう意味ではなしに、リードをしていかないかんのかなと。そういう意味では、行政の姿勢というのは大概二番煎じ、三番煎じで先頭を走ることあんまりないので、やっぱりトップでやってくというところも忘れずにやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

議案第40号なんですけれども、今、早川さん、シティプロモーションでしたけど、スポーツ・国体推進部の説明は、私、このとおりで応援もしていきたいなという思いでおるんですけれども、その後の姿がちょっと見えない部分があって、要するに、スポーツ推進基本計画に定めておる目標にしっかり向かっていきますよと、これも当然のことですよね。それで、あとはインターハイ、そして国体に向けて施設整備及び運営体制の強化、これも

当然ですよ。

次。その次に何がでてくるのかという部分が見えないので、どういうふうなビジョンを持っていらっしゃるのか。例えばインターハイ、国体が終われば、当然ながら施設の整備も終わっているんですから、それをどう生かしていくかということにシフトしていくんだらうけれども、この体制がどうなるんですかというイメージがちょっとつかめないんですけど、その辺の説明をお願いしたいなと思う。

○ 辻総務部長

これ、非常に大事なことで本当に思っています。これは一部8月のときに、前回の国体のときはどうであったかというのを簡単にご案内させていただいたところなんですけど、前は国体局というのをつくりました。それで、国体が終了した後は国体局をいわゆる廃止といいますか、解散をして、いわゆる国体のための国体局というのをつくったという記録なりも私も見ました。

ただ、今回については、この後の議案第41号でも条例を出させていただいていますけれども、補助執行という形ではなくて市長部局へ移させていただくということで、この条例を提出させていただいています。まずもっては、一義的にはこのインターハイ、国体を成功させないといけませんので、まず注力するのは、それは当然なんですけれども、やはりその過程で、今回、国体だけを持ってきたのではなくて、スポーツも一緒に持ってきてごさいます。その意図するところは、その後が長うございますので、非常に大事だと思っております。国体に向かう準備の中でも、そういう各種団体を初め、市民の方々ともいろいろ新たな知恵も出てくるでしょうし、というので、今回、国体を契機に一義的に持ってきてごさいます。

その先が、きょう、ご答弁を申し上げるのは非常に申しわけないんですけれども、物理的な展開としては、他市の事例なんかでいきますと、健康とのすみ分けをどうしていくか、連携をどうしていくかということでありました。これ、一緒にするという意味ではないんですけれども、あるいは、文化というのもどういう形で捉えていくかというのも議論をされておる都市もございますので、そのあたりはしっかりと、まずは国体、インターハイに向けてですけれども、終わってから考えるのではなくて、走りながらという表現がおかしいかわかりませんが、同時並行して検討すべきと思っております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

まさにそのとおりだと思うので、ぜひ形に見える、そういうところをお示しをいただいた上で、議会とともに進めていくという姿勢も大事と思っていますし、大事な部分、ポイントはここになってくると思うので、ぜひ早急にそういうところが見えるような方向性を出していただければありがたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

関連、早川委員。

○ 早川新平委員

今、笹岡委員がおっしゃったように、一過性ではなしに、例えば今、つくっていただいているテニスコートなんて、日本に誇れる施設なんですよね。それを利用してその国体の後、定期的にスポーツのまちを目指していくって、やっぱりハードもできているんだよ、誇れるもの。だから、例えば今度の体育館でも、津のサオリーナより1m大きいので、大きいのがええとは限らんのやけれども、そういったところ、やっぱり利用していかんと、スポーツのまち四日市の、何でもええんですよ。そういった意味で、定期的に開催をされていくようなという新しい分野で、ハードを利用していつていただきたいなというふうに思っています。

以上。

○ 中川雅晶委員

先ほどの笹岡委員からの質疑に対して、部長、スポーツだけではなくて文化もこれから検討課題やということは非常に重い答弁かなって思います。私も、ぜひそういう観点で検討いただきたいなというのは賛成なんですけど、ただ、一つやっぱり意見募集した中に、理解を得てそれを応援されている意見と、1人だけ批判的な、なぜ、例えばシティプロモーションは政策推進部でだめなのか、スポーツは教育委員会ではだめなのかというところをしっかりと説明していただきたいと。

あと、見ばえをよくするのであれば、シティプロモーション・スポーツ・国体推進部と

して見ばえのよさを追求すればいいんじゃないかなというご意見をいただいているんですけど、また逆に、もう一つ、もっと大きい、細分化して強化をしていこうという考えと相反して、守備範囲の大きい部がある。こういうところはもう少し、例えば細分化して重点的に取り組んではどうかなというご意見だというふうに思うんですけど、その辺に対するご答弁はありますか。

○ 辻総務部長

決して現状がだめだということではないのかなというふうに考えています。それ以上により打って出たいと、シティプロモーションしかり、先ほどご答弁申し上げましたが、教育委員会にあつたらだめだということではなくて、ほかの施策と、当然、教育委員会とも連携を持ちますけれども、施設整備、仮に文化・健康を例に出しましたけれども、スポーツを通じた健康長寿社会の創生みたいなこともスポーツ推進基本計画にも掲げていただいておりますが、そういう意味ではより連携しやすい、トータルで全庁として取り扱って、結果としてよりよい市民サービスが提供できる、そういういわゆる積極性のほうをとったというふうにご理解賜れば非常にありがたいと思っております。

○ 中川雅晶委員

私も今回の再編はそういう連携を強化すると、縦割りはどうしてもそういうよさもありますし弊害もあるんですけど、今回は、この部分に関しては連携を強化して推進していこうということが目的であるというふうに思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

今までマーケティングはどっちかと言えば少し、理事もおられて政策推進部かなって。ところが、観光シティプロモーションは商工農水部に置いていたところを、これを一体的に取り組んでいこうというところかなと思いますし、スポーツに関しても、スポーツだけの行政ではなくて、やっぱりこれは、例えば商工農水部とか、いろんなところとの連携を強化して図っていかなきゃいけないという部分で、より市長部局においてその連携強化をなされるという期待はあるのかなというところは私も理解するところなので、ぜひこういった疑問のご意見を払拭するように頑張ってくださいようお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

この議案に対して、何かほかに。

○ 平野貴之副委員長

済みません。先ほどの連携に関してなんですけれども、確かに現状の、例えばこの国体推進課を見てみると、何か国体に関しては国体推進課に全部任せてしまえというような、何か他部局のそういう扱いも見られるので、連携が本当に進めばいいなというふうに思うんですが、逆に、スポーツ・国体推進部になったことで、逆にさらに、国体のことは、部になったから全部任せておけばええやろうというような、何かそういう流れも懸念されるんですが、関連部局と連携し横断的、一体的な取り組みというのをもうちょっと具体的に、どういうふうに進めていかれるのかというのをちょっと教えていただいてもいいですか。

○ 辻総務部長

まず、具体的な例を申しますと、例えば今、現に進んでいますハードの施設整備がございます。この国体推進課の中にも専門技師を複数配置してございますが、縦割りというのは連携すればいいということもありますが、やっぱり独立した行政委員会としての教育委員会の事務局の中におります。

ただ、建築技師しかり、土木技師しかり、大部隊というのは、やはり市長部局にも、都市整備部中心に大部隊がおります。通常の市長部局の中の兼務と、やはり行政委員会との兼務というのは法律上も違いますし、そういう面で、制度としての連携がしやすくなるという点があるかと思いますが、副委員長おっしゃられた、より重要なことは実の部分でもより重要だと思うんです。制度面では、これでより連携がしやすくなりますので、ということだけで安住してはいけないのかなと。そのあたり、ここの部があるんだから、あんたここでと、そういうふうにはならんように、それは十分注意していかないかなことかなというふうに思います。

○ 平野貴之副委員長

注意して、その実の部分を実体的に進めていっていただきたいと思います。僕も今回、個人的なことですけど、国体に関する一般質問を行ったんですが、このヒアリングのときの国体推進課と他部局の並んでいた、あのぴりぴりした押しつけ合う感じは非常に嫌だっ

たので、それを解消してください。お願いします。

○ 村山繁生委員長

この議案に関して……。

○ 早川新平委員

議案第63号の、さっきの給与のほうはええんやけど、旅費に関する条例の一部改正というのはどういうふうになったの。議案資料のほう、出ていないんだよな、62号だけで、63号は。

○ 川口人事課長

こちらは名称でございまして、議案としましては、先ほどご説明をさせていただいた中に含まれておるということでございます。

○ 早川新平委員

ちょっと意味がわからんのやけど、旅費に関する条例の一部改正やろう。旅費というのは、例えばどこまでがそれが重複してくるのか、私わからんのやけれども。例えば東京なんてホテルをとるのもめっちゃめっちゃ高いので、今までのところでは非常に難しいというのがずっとここ二、三年言われてんのやけど、それで変えたのか、その意味がちょっとわからないので伺っています。

○ 辻総務部長

済みません。まことに恐縮でございます。

実は、今回の、人事院勧告に関係したことを変えようとするすと、条例の名称に旅費まで入った名称の条例でございまして、今回、その内容改正、全くないんですけれども、人事院勧告部分の期末手当の部分を変えようとするすと、条例の名称がこうなっておりますので、申しわけございません。その説明を冒頭してございませんと申しわけございませんでした。ありがとうございます。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員

また、四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の件ですけど、スポーツ、そうやって職務権限を移すことは賛成ですが、私もこの間、一般質問で取り上げたしており、このみんなのスポーツ応援条例も含めて、今回のスポーツ推進基本計画も競技スポーツであつたりとか、インターハイというのも重要なんですけれども、スポーツを通じた健康長寿社会の創生というところで、こういう観点もやっぱり推進していただくというのも大きい目的の一つですので、ぜひその辺が落ちないように健康福祉部と連携して、長寿社会とか健康寿命の延伸に寄与するような部となつていただくようお願いしたいんですが、その辺の答弁だけ、所見だけ伺っておきます。

○ 辻総務部長

先ほども申しましたけれども、このスポーツ推進基本計画、この中にも基本政策としてスポーツを通じた健康長寿社会の創生、この辺、きちっと押さえていただいております。具体的に、本日この条例改正でこういう政策をやりますというのは、申しわけないですがご案内できませんけれども、その検討と申しましたが、押さえておくべき重要な柱の一つであるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

結構この議案第41号に関しては、いろいろ皆さんご意見、本当に重要な問題だと思います。

この件に関して、他の委員さんございませんか。

○ 太田紀子委員

議案第40号の背景、改正の背景で、市内外に戦略を発信してという言葉があるんですけども、いろんな意味で、そういう部分でなかなか市民にも周知とかそういうのが進んでいない状況が、往々にしていろんな部分であると思うんですよね。体育館やいろんな施設の改修についても、古くなったで改修しておるのとかという、そういう声を聞いたりする

と、そういう部分で、この件じゃなくいろんなところで周知不足、PR不足というのを考えると、市の中でもわかっていないのに、市の表の人に知らせるといのはもう一つハードルが高い。戦略的につけて書いてあるだけで、実際どういうふうにしていくというのが見えないんですけど、どのような考えでこういう背景を考えられているのでしょうか。

○ 辻総務部長

今、太田委員からご指摘ありましたが、今回、広報マーケティング課というのをシティプロモーション部の中に包含させようとしています。

もちろん、先ほどのご答弁申し上げた、戦略的という意味合いでこちらは出させていたでいておるんですが、ただ、ベースとなるべき部分をおろそかにしてというのは、それはそういうことは……。まずベースとなる広報業務でありますとかパブリシティ、そういう面は当然ながらより充実させていかないといけないと思いますし、そういう部分があって、かつこういう部分を戦略的に出していこう、そういうふうにご理解賜れば幸いです。

○ 太田紀子委員

そういう背景があるんでしたら、ぜひ逆に強化をしていただきたい。市民の人が知って、ああ、国体があるでね、インターハイがあるでねというふうに、逆に市民の側の人からそういう言葉が出るように、老朽化しておるでとかそういう意味合いでなくね。そういう意味合いも当然あるんでしょうけれども、市民の側からそういう理解をしていただいている、逆に背景というか、そういうのが見えるように、そのぐらちょっと戦略的に皆さんに周知していただきますようお願いをいたします。

○ 土井数馬委員

スポーツと国体のことですけれども、市長部局に移ることによって、前にも言いましたけれども、オリンピック・パラリンピックが近づいてきている今こそ、やっぱりバリアゼロを目指そうじゃないかというふうな提案もしておるんですけれども、それが市長部局に移ったことでよりスムーズにいくんじゃないかなというふうに私は期待をしておりますし、さっき言っていました、テニスコートなんかはやはり聖地として、やっぱり全国的に見てもテニスの聖地として生かすべきじゃないかなというふうに思っていますし、車椅子テニ

スの、パラリンピックでメダルを取る選手もおりますし、その冠をつけた大会でもいいですし、ぜひやはりこれを契機にやっぱりオリンピック・パラリンピックに向けて、四日市をそういうまちに、障害者の方にやさしい、そしてテニスの聖地なんだということを大々的にやっぱり打ち出してもらえないかと期待しておるんですけども、それが今までのように、市長部局に移ったことによって、それは期待してもよろしいですかね。それだけちょっとお願い。

○ 辻総務部長

非常に重要な視点でご指摘いただいたとっております。先ほど来からのご答弁と重複して恐縮なんですけれども、やはり市長部局に来るということで、よい意味でクッションなく全庁的に連携がとれるという面があるかと思えます。市長を中心として、その配下で福祉部門でありますとかと連携がとれる。

今、非常に重要な聖地というお言葉がありましたけれども、その辺もやっぱりよりスムーズにやる。やらないといけないとっておりますし、そのような観点で取り組むべきと思っております。

あと、聖地というお言葉がありましたけれども、先ほどの太田委員へのお答えともかぶってしまいますけれども、その結果として、市民の誇りでありますとか郷土愛、外へ打ち出すことで市民に対する、私ども市民にとっての誇り、郷土愛の醸成、それも期待できると思えますので、今、土井委員からご指摘いただいた、障害のある方等との視点というのは重要であると思えますので、その辺、心して今後も調整してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○ 土井数馬委員

ありがとうございます。

市長部局になると、他都市、そういうところともつながりは今までよりも広くなるわけですので、ぜひ市長なり市長部局の方々、都市に行ったときにはPRというか、それをぜひ広めていただきたいし、四日市にこういうところがあるので、ぜひここで大会をしてほしいとか、いろんなPRをぜひしていただきたいことをお願いして終わります。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

シティプロモーション部とスポーツ・国体推進部って、部はつくるということなんですけれども、その中身は、課や係の組織はどのようになっているのか。また、人数的なもの、マンパワー、これはふやすんですかね。それ、もしわかっていれば。

○ 辻総務部長

これ、条例でございますので、物すごく恐縮ですが、シティプロモーション部というので条例はうたわせていただいておりますが、詳しくはまた1月の議員説明会になるのかわかりませんが、今、想定しておる課ですけれども、8月の議員説明会にお示ししたときから考えは変わってございません。

シティプロモーション部のほうには、まだあくまでも仮称でございますが、広報マーケティング課、それと観光交流課、この2課を設置しようと考えております。あと、スポーツ・国体推進部につきましては、スポーツ課と国体推進課の2課を設置しようと思っております。それと、中の係等はまだ詳細、今詰めておりますけれども、これはまた機会を改めましてご案内をさせていただきたいと思っておりますが、そういう形を思っております。

あと、人数のほうですけれども、ちょっとこれは人事課長のほうからご答弁させていただきます。

○ 川口人事課長

新部のほうの人数でございますが、今現在、採用試験等も行っております。最終的に採用、退職等もございますので、最終何名というのは現時点では難しいところがございますが、新部におけるシティプロモーション部におきましても複数名、スポーツ・国体推進部におきましては、国体が近づいてくるといってもございますので、七、八名の増員というのは、今のところ、想定はしてございます。今後、それに対しましてどのような配置になるかというのを年明け以降で詰めていくというような形になるかとは思いますが。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

前の国体のときは、局をつくってそれに当たったと思うんですけども、それに遜色ない、それ以上のマンパワーが要ると思うんですね。他の関連部局との連携もとりながらということを見ると、やはり人数は幾らあっても足りないぐらいになってくると思うので、やはりその辺を見越した準備等のお願いしたいと思います。要望です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

この件に関しましては、たくさんのご意見をいただきました。しっかりと連携して進めていっていただきたいというふうに思います。

他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に移ります。

それでは、議案第40号四日市市事務分掌条例の一部改正について、ないし議案第65号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 四日市市事務分掌条例の一部改正について、議案第41号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、議案第62号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第63号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第64号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第65号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

なお、先ほどの予算のところ、私、全体会に諮ることをちょっと忘れていましたけれども、全体会よろしいですね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

それでは、以上で総務部についての議題は終了いたしました。お疲れさまでした。

それでは、理事者を入れかえますので、休憩をとりたいと思います。11時15分再開でお願いいたします。

11:04 休憩

11:16 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、政策推進部に移ります。

まず、予算常任委員会総務分科会としての政策推進部でございます。

まず、部長、一言挨拶をお願いします。

○ 館政策推進部長

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼をいたします。

政策推進部でございます。きのう、きょうとめっきり寒くなってまいりました。体調を崩さんように私どもも、また議員の皆さん方もぜひ頑張っていて、ぜひいい年末年始を迎えたいなど、今そこのほうに向かって頑張らなあかんという思いでおります。

まず、今、ご紹介いただきましたように、今回、補正予算、それから、あと、常任委員会のほうで一つお願いしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、これより議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）の審査を行います。

では、説明を求めます。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

政策推進課、荒木と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、歳出第8款土木費の第5項港湾費についてご説明申し上げます。

説明資料でございますが、タブレットをお願いいたします。一番初めの画面から行きます。06の予算常任委員会をお願いします。08平成29年11月定例月議会、01補正予算資料（部局別）、01政策推進部というものの資料の3分の3ページでございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。じゃ、お願いします。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

済みません。よろしくお願ひいたします。

四日市港管理組合の負担金ということでございまして、補正予算額といたしまして、2651万2000円の減額を計上いたしてございます。

まず、資料でございますが、港の一般会計の総括表を下に、各款別の主な内容を、2番の内容という欄に記載させていただいてございます。主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、下の表でございますが、一般会計の歳出の総務費でございます。こちらは、外国客船受け入れに必要な会場設営等に係ります経費といたしまして850万円を、また、庁舎等建物維持管理費に1400万円余を増額するなど、合わせまして2805万6000円を計上いたしてございます。

次に、港湾管理費でございますが、9月17日の台風18号によりまして被害を受けました千歳2号物揚場の応急工事などで4000万円余の増額をお願いしてございます。

次に、港湾建設費につきましては、国の内示、交付決定に合わせた減額など5億7300万円余を減額いたしてございます。

最後に、公債費につきましては、当初想定しておりました借入利率の低減などによりまして、1380万円余の減額をいたしてございます。

結果、予算規模といたしましては、5億1898万8000円の減額を計上いたしてございます。

次に、歳入の部分でございますが、港湾施設の利用率の増に伴います施設使用料の増を上げてございます。

また、国庫支出金及び組合債に関しましては、国の内示に伴います減額などとなっております。

次に、繰入金でございますが、こちらにつきましてはルールに基づきまして、平成28年度決算剰余金を一旦基金に積んでございましたものを繰り入れるというものでございます。

最後に、歳入歳出の調整を行った結果といたしまして、分担金についても減額いたしまして、本市負担金44.4%に当たります2651万2000円の減額をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○ 小松広報広聴課長

広報広聴課長の小松でございます。よろしく願いをいたします。

私のほうからは、第3条債務負担行為の補正関係部分につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、来年度実施予定の委託業務におきまして、複数年度にわたり契約を交わす必要がある業務並びに新年度早々から実施する必要がある業務でありますことから、その事前準備として今年度中に入札や契約を行う必要がある業務に係ります債務負担行為の補正をお願いさせていただくものでございます。

説明のほうにつきましては、11月補正予算参考資料に基づいて行わせていただきますので、お手数ですが、まず、タブレットトップ画面までお戻りをいただきまして、01の本会議、続きまして07、平成29年11月定例月議会、そして同じく07、平成29年度11月補正予算参考資料、この資料中34ページをごらんいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○ 小松広報広聴課長

こちらにつきましては、広報よっかいちの毎月上旬号に掲載します特集、あるいは準特集につきまして、市が文書編集した内容に加え、専門業者を活用したグラフやイラストの入れ込みや素材となります写真の撮影、掲載など高度な紙面構成とすることで、より市民に親しまれ読まれる広報紙とするためのものでございます。

委託期間につきましては、平成30年度から3年間といたしまして、予算額は記載のとおりとなっております。

次に、タブレットのほうですが、64ページをごらんください。

こちらにつきましては、業務事務処理委託等に要する経費でございますが、このうち、ナンバー4のARコンテンツ制作業務委託からナンバー11のインターネット自動翻訳サービス業務委託までが私ども広報広聴課分となっております。

個別の詳細につきましては、次の65ページから67ページにかけて記載がございますので、

こちらのほうに基づいて説明のほうをさせていただきます。

まず、65ページ下段にございますAR（拡張現実）コンテンツ制作に係る業務委託でございます。

本市では、情報発信手法の多様化と広報紙読者層の拡大というところを目的にAR機能を活用いたしまして、広報よっかいち表紙のロゴなどにスマートフォンをかざすと関連動画などを再生できる四日市スマートフォンアプリ、まるごと四日市を平成25年12月から運用してございます。

当該業務につきましては、このサービスで使用いたします映像を制作するものでございます。制作本数は年間24本を予定しておりまして、予算額につきましては記載のとおりでございます。

続いて、次ページをごらんください。

こちらは、広報よっかいち作成に係る業務委託でございます。本市では、広報誌を上旬号、下旬号として月に2回発行しておりまして、その印刷に係る業務となります。

発行部数のほうでございますが、世帯数の昨今の増加に伴いまして、増加基調にございまして、直近の11月下旬号では13万9700部となっております。前年度同号と比較しまして1200部ほど増となっております。また、ページ数につきましては、月上旬号では原則14ページ、下旬号は、号によって増減がございまして、平成28年度実績で平均ページ数が25.2ページとなっており、こちらのページ数につきましても年々増加基調になってございます。予算額は記載のとおりとなっております。

続きまして、外国語版広報誌の作成に係る業務委託でございます。

こちらは、本市に多数在住される南米系市民の皆さんを対象にポルトガル語による広報誌を発行するものでございます。予算額につきましては記載のとおりとなっております。

次に、市政情報等提供番組の制作に係る業務委託でございます。

こちらは、市政情報や市の魅力などをお知らせします本市提供番組「ちゃんねるよっかいち」のコンテンツを制作するものでございます。番組は20分物となっております、月3本、年間計36本を制作しまして10日ごとに更新して放送してございます。番組につきましては、動画共有サイトYouTubeに公開してございます。予算額は記載のとおりとなっております。

次は、コミュニティーFMによりますラジオ番組の制作・放送に係る業務委託でございます。災害発生時におきましても重要な役割を担うこととなります、地域に根差したコミ

ユニティーFM局ならではのメリットを生かしまして、市民に身近な情報などをきめ細かくお伝えしていくものとなっております。番組につきましては4番組ございまして、市職員が出演して市政情報をお伝えする番組「マンスリーよっかいち」、市内で活動する市民や団体を紹介する番組「よっかいちわいわい人探訪!」、ポルトガル語による情報番組「アローよっかいち」、人権啓発番組「人権を確かめあう日」、この4番組を制作並びに放送してございます。予算額は記載のとおりとなっております。

次に、インターネットによります行政情報提供に係る業務委託でございます。こちらは、コンテンツの新規作成並びに更新、あるいは公開用のサーバーへのアップロードを行う業務でございます。予算額は記載のとおりとなっております。

次ページをごらんください。

定例記者会見等音声ファイル反訳に係る業務委託でございます。こちらは、市長によります定例記者会見であるとか、タウンミーティングに係る議事録を作成する業務委託となっております。予算額は記載のとおりとなっております。

それと、最後の項目になりますが、インターネットの自動翻訳に係る業務委託でございます。こちらは、市ホームページ上の日本語テキスト部分を英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の4カ国語に自動翻訳するサービスを運用するものでございます。予算額につきましては記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言ください。

○ 森 康哲委員

岸壁とか、外国船籍に対応した整備の負担金なんですけれども、1月2日に、もう第1便が入ってきますよね、コスタネオロマンチカ、これは間に合うんですかね、その整備自体は。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

済みません。政策推進課長の荒木でございます。

先ほどちょっと説明、漏れて申しわけございませんでした。

本年の1月2日の日に、委員おっしゃっていただいたように、コスタネオロマンチカという船が来航します。それに合わせた受け入れ対応経費ということで、今現在、補正で計上しておるといってございまして、当初予算については、若干発表時期が3月の末ということになっていましたもので、当初予算に間に合わなかったという次第でございます。以上でございます。

○ 森 康哲委員

年6回ぐらい、ぱしふいっくびいなすとか今後予定されているんですけども、その外国船籍に乗ってやってくる予定の外国人というのは、どこの国の人か大体検討はついてるんですか。それに対しての、例えば広報とか……。

○ 渡辺政策推進部理事

年が明けて1月2日のコスタネオロマンチカにつきましては、1300人ほどだったと思うんですが、乗船客の方が、その約1割ぐらいが外国人の方というふうに伺っています。ただ、今でもまだ募集が続いているというお話を伺っておりますので、この辺の数字についても若干動く要素がございます。

その1割の方の、また、そのどこの国の方というお話ですが、今回は欧米の方が多いというふうに伺ってはおります。

以上です。

○ 森 康哲委員

広報という意味では、ここが担当するのかなと思うんですけども、外国船籍が来たときの受け入れに対しての四日市のPRとか広報的なものは、何か展開の予定とかあるんですかね。

○ 渡辺政策推進部理事

渡辺でございます。

今、ご指摘をいただいた点につきましては、この外国客船をまず誘致する段階で、誘致

市の協議会という組織をつくってございまして、そちらの活動の結果として本年のコスタネオロマンチカ、来年度はダイヤモンド・プリンセスという動きになっているわけです。

その協議会の中に私どもも参画させていただいて、あと、三重県、それから四日市商工会議所、それから四日市観光協会、あとは四日市市の四日市港振興会とか、もろもろの港、あるいは観光に関するところが一緒になって協議会をつくって、それぞれ役割分担をしながらおもてなしをするというふうなことでございます。

この1月2日の件につきましては、今まさに最終的な調整を今しているところでありますけれども、客船側が、船会社側がいわゆるオプションツアーというのを事前に組みまして、それをお客様のほうへご案内をして、そのオプションツアーで参画をいただくという部分もございます。

ただ、私どもが岸壁側に観光協会を中心として、四日市だけではなくて北勢地域という話も聞いていますけれども、この近隣の観光の案内でありますとか、物販でありますとか、それはお客さんの動きを見ながら時間の配分を考えて取り組んでいこうということで、今、計画してございます。

○ 森 康哲委員

広報という意味では、シティプロモーションのチャンスでもあるので連携してやってほしいなと思うし、ちょっと違うかもしれないんですけども、例えば外国語の広報、ポルトガル語だけしかつくっていないんですね、これ。月1回発行しておるやつはポルトガル語しかつくっていない。英語は何でつくらないんですかね。

○ 小松広報広聴課長

広報広聴課長の小松でございます。

ポルトガル語の広報につきましては、主立って四郷地区に集住をされておられます方を中心というようなところで作成のほうをしておるところなんですけど、特に、英語版におきましては、逆に、ちょっとニーズのほうのお声がないというようなところで、今もってポルトガル語のみの広報制作というところまでとどまっておるところでございます。

○ 森 康哲委員

例えば四日市に住んでいる外国人の比率から見ても、ポルトガル語を公用語に使って

る人がどれだけいるのか、英語に通じる外国人の方がどれだけいるのかって把握されていますか。

○ 小松広報広聴課長

広報広聴課長の小松でございます。

今ご指摘いただきました部分につきましては、詳細までは課としてはちょっとつかんでいない状況でございます。

○ 森 康哲委員

四日市に住んでいる外国人の方で南米系以外の人というのは結構いて、例えば市営住宅に入りたいとか、片親で福祉の申請をしたいというときに、漢字や日本語でいろいろな案内をもらっても全然わからない。それで諦めてしまう。そういうことが多くなって耳にしますので、やはりそういうところへもやっぱり配慮していくべきやと思うので、ぜひこういうところの広報からも、ぜひ英語版もつくって発信していくべきやなと思っているので、一応検討していただきたいと思います。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 館政策推進部長

おっしゃること、よくわかります。これはもう広報だけに限らず、市役所のいろんなあらゆる手続のところで、そういう英語表記、結構、今これまでどうしても、四日市の場合、ブラジルの2世、3世、あるいはあっちの南米系の方が多いということで、いろんな書類なんかでも英語よりもポルトガル語を優先してやってきた経緯がございます。

今ご指摘の点は、これは全庁的にわたるものでございますので、今いただいたご意見を担当部局のほうにもちょっと話しながら、広報だけに限らない問題かもしれないので、一応その場で議論するような形で私のほうから一度話をしていきたいと思います。

○ 早川新平委員

外国船、ありがたいことなんやけど、ポートチャージは幾らなんですか、入港料。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

済みません。入港料でございますが、コスタネオロマンチカで14万1922円というふうに伺っております。ただ、岸壁使用料につきましては、減免規定によりまして減免というふうに伺っております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

コスタネオロマンチカだけやなしに、それ以外に入港してきますやんか。それも全部同じぐらいですか。あれ、トン数によって多分違うと思うんやけど。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

おっしゃられるとおりでございますが、ちなみに、ダイヤモンド・プリンセスにつきましては、もう一つ大きな規模でございますが、28万9687円というふうに把握してございます。

○ 早川新平委員

これは項目やと歳入に入るの、どこへ入れるの。それとも、これは港の問題やでということ。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

港の使用料のところに入ります。

○ 早川新平委員

それから、先ほどの債務負担で森委員が指摘をした英語、広報だけやなしに四日市の一番弱いというのは、住んでいる方は大事なのもしらんけど、案内板とかそういったものは、僕は他都市に比べて非常に弱いなという気があるんですよ。

例えば来市をしていただいた人たちの標識、案内、あれが僕最初のほうが、それはどちらが先か後かという問題もあるやろうけど、居住者なのか、来ていただいたという、それがやっぱりちょっと見ても弱いなというところがあるので、両方一遍にやれというの

も予算の関係があるかもわからんけれども、特に中心市街地に関しては案内板、それは僕は設置を早急にしていかないかんと違うのかなというふうに、私は思っているんやけど。都市整備部か。

○ 館政策推進部長

今、案内板はいわゆる数年前に計画を都市整備部のほうがつくりまして——案内板の設置の計画を——舗道の整備等に合わせて順次進めております。

一番最初につくられたのが、駅東側におりてすぐタクシー乗り場のちょっと手前の右側、あそこに5枚ぐらいの板で案内しているものがございまして、あと、駅西側、それから、ふれあいモール側という形で順次つくってきたと思っています。あと、矢羽根形式と申しまして角々に羽で、こちら文化会館、こちら何々というのを順次増設をしているという状況だと思います。

おっしゃられたように、つくってはおりますけど、多分委員のご印象ではなかなかちょっと目につかないとか、あるいは目立たないんじゃないかということだと思いますので、そのあたりも今後、恐らくこれ、戦略を練っていくとき、いわゆるおもてなしというようなところでいけば、都市整備部だけの問題ではなくて、新たな部もできてくることでもあります。そういったときの観点からこういうところに必要じゃないかということ、恐らく庁内で議論していくことになるのかなと思いますので、まず今、事実関係として、都市整備部が徐々に、数年前につくったサイン計画に基づいて、今、設置しておる。それから、JRのほうにも看板をつくってあって、今JRのほうからは海の方に向かって案内板を少しずつ増設しているという状況でございますが、今ご指摘の点も踏まえて、今後さらに増設というようなことを考えていかなければいけないなと思います。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

それは政策推進部ができる範疇と都市整備部のところがあるんやけれども、例えば看板を立てるとかそういうことだけではなしに、北九州市へ行ったときというのは、歩道に真っすぐ行くと何mとか、市役所何mとか書いてあるんですね。それは我々でも知らん土地に行ったときにわかりやすいし、そういったところ、やっぱりもうちょっと研究するように政策推進部が、ここの議案第33号のところこういうふうに発展してしまったんやけ

ど、先ほどこちょっと聞いたら、森委員の指摘した英語圏とポルトガル語圏が何人かという
ようなやつだと、市民文化部やったら知っているよというところもあって、その行政の
一番弱い縦割りのところ、政策推進部ではわからんけど市民文化部やったら知っているよ
というところがあるので、その風通しはやっぱりよくしてもらわんと、他部局やったら
わかっているというところは、やっぱり政策推進部が一番心臓部やと私は思っているので、
ある程度の概略は知っていただきたいなというところですよ。

以上。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

広報デザインの制作業務委託のところですけど、上旬号の作成に当たって、見せ方につ
いて専門業者に委託をされているということですけど、これ、どれぐらい前からやってい
るんですか。この専門業者に委託というのは。

○ 小松広報広聴課長

広報広聴課の小松でございます。

デザインを委託しだしたのが六、七年前からというようなところでございます。

○ 中川雅晶委員

こうやってデザイン、見せ方というのは非常に大切やと思いますし、今、マチイロでバ
ックナンバーとかが見られるので非常にありがたいなと思うんですけど、この間、呉市に
行ったときにデジタルブックの広報紙があって、先ほどの外国語での翻訳機能であったり
とか、読み上げすることによって障害のある方にとっても非常に活用ができるというところ
と、制作費自体も、従前よりも抑えられたというふうに伺っていて、例えばそういうデ
ジタルブック化とかというような計画であったりとか、考えであったりとかというのはあ
るのかどうかというのをちょっとお伺いさせていただきます。

○ 小松広報広聴課長

広報広聴課の小松でございます。

今、お話をいただきました、呉市で取り組まれておられますデジタルブック化というところですが、現状、本市としましては、まだそこまで計画的なところはない状況でございます。

ただ、私どもも他市町の広報の現状というところを耳にする上で、先ほどご紹介がありました、デジタルブック化という部分も目にしております部分になりますので、今後、これまでペーパーベースオンリーで広報というものが発出されてきたところもありまして、新たなニーズであるとか多様化というところもございますので、一度こういったところも研究はしていきたいなというふうには考えてございます。

○ 中川雅晶委員

障害者差別解消の観点と、それから、やっぱり多文化共生の観点で非常に有効ではないかなというふうに思いまして、あわせて経費が削減できるのであれば、これは一石二鳥になるのかなと思うので、ぜひちょっと本格的に検討いただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

なし。よろしいですか。

じゃ、他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論ございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送る項目はございますか。

（なし）

○ 村山繁生委員長

全体会もないということを確認いたしました。

〔以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第5項港湾費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）の原案について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 村山繁生委員長

それでは、続きまして、総務常任委員会に切りかえます。

議案第48号 あらたに生じた土地の確認について

○ 村山繁生委員長

議案第48号あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

説明を求めます。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

済みません。荒木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第48号、あらたに生じた土地の確認についてということで、説明させていただく資料でございますが、タブレットの一番初めの冒頭部分から申し上げます。01本会議、07、平成29年11月定例月議会、04提出議案参考資料の24分の13ページから14ページというページになってございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員長

はい、どうぞ。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

まず、タブレットの24分の14ページの地図のところをごらんいただきたいと思います。

場所でございますが、楠町の吉崎でございますが、本市の吉崎ポンプ場の海側、下の図で青く色づけしてございます、現在稼働してございますが、県の南部浄化センターの北側、上の部分でございます。今回、土地の確認をいただきたく議案を上程してございますのが、その茶色の部分の三重県の南部浄化センター建設用地の青い丸で囲んだ部分でございます。

タブレットをちょっと戻っていただきまして、24分の13ページでございますが、竣功認可の年月日といたしましては、本年9月29日でございますが、場所といたしましては、吉崎字四之割83番2から楠町北五味塚字古江1086番2に至る間の地先公有水面でございますが、面積といたしましては、9578.54㎡でございます。

南部浄化センターの建設用地といたしましては、先ほどの地図で見いただきましたが、茶色の部分全体で竣功予定が平成31年12月ごろになるというふうに伺ってございます。

一方で、私どものその現場の西側には、本市の吉崎ポンプ場がございまして、平成32年4月1日の供用開始に向けて、その放流渠を建設する必要があります。そういうことに

伴いまして、今回、工事させていただくに当たりまして、一部の区間ではございますが、青い丸の部分、こちらの土地の確認をまずお願いしたいというものでございます。上の図の赤の部分でございます。

説明につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

公有水面埋立法ってあるよね。それで、ここの部分だけ、これ、多分除外するのかな。それとも、どういうふうにするのかな、赤の部分と。

○ 館政策推進部長

赤の部分から先に竣功したと、完成しました。今、完成しております。完成しているところを土地として確認するというのに、この議会の議決が必要ということになる。残りの、上の図のまだ赤く塗っていないところは今、工事中でして、今、先ほど次長が説明しましたように、平成31年の4月から12月ごろまでに順次完成していくわけでございますけれども、放流渠を先、施工しなきゃならないので、この部分だけ先、完成をしていただいたと、そういうことでございます。

○ 早川新平委員

これ、議案に関係ないで聞いたらあかんのかもわからんけど、これ、埋め立てするということは何か理由があって埋め立てするのやろう。これは県やで関係ないの。何か……。

○ 荒木政策推進部次長・政策推進課長

南部浄化センターの拡張部分でございまして、供用箇所がふえてくると浄化センターも順次拡張していくというようなイメージで伺ってございます。

○ 早川新平委員

オーケーです。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他に質疑もございませんので、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に移ります。

それでは、議案第48号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

以上で政策推進部の議案は終了いたします。お疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第48号 あらたに生じた土地の確認について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

委員の皆さんはちょっとお残りいただいて、消防本部は昼からということにしますわ。

ちょっと、待っておる。あ、そう。じゃ、やろうか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

じゃ、やります。皆さん、やる気満々やもんで。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

それでは、引き続き、予算常任委員会総務分科会、消防本部に入ります。

まず、消防長、ご挨拶をお願いします。

○ 坂倉消防長

消防本部でございます。坂倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご挨拶させていただきます。

ことしもあと2週間と少しとなりまして、火災の件数でございますが、去年よりも10件ほど少ない、今89件でございます。ただ、やっぱり救急に関しましては、昨年よりも、きょう現在で195件プラスの1万3636件となっております、またことしも1万4000件を超えていくというような状況でございます。

今から特に涼しくなっております。年末年始、私ども消防本部、それから消防団各分団も詰所に詰めさせていただいて、年末年始特別警戒をまたさせていただきます。そういった面では、これからしっかりと取り組んでまいるという状況の中で、この定例月議会につきましては、債務負担行為の補正を2件お願いするというところでございます。

まず、1件目につきましては、消防本部、消防署、出張所、分署も含めました庁舎の総合管理業務委託でございます。これは、3カ年の複数年契約をお願いするという債務負担行為でございます。

あと、2点目につきましては、これは例年お願いをしておるわけでございますが、現場で24時間勤務をしております交替勤務者の寝具の取りかえとか、乾燥消毒の業務委託というところでございます。

この2件、今回審査をよろしくお願いいたします。

資料につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

それでは、説明を求めます。

○ 人見消防本部総務課長

総務課長の人見でございます。

私のほうから、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正のうち消防本部関係分についてご説明を申し上げます。

説明につきましては、補正予算参考資料を用いましてご説明をさせていただきます。トップページから01本会議、そして、07の平成29年11月定例月議会、その次、07でございます。平成29年度11月補正予算参考資料、こちらをごらんいただきたいと思います。

ページにつきましては、42ページでございます。めくっていただきまして42ページ、消防庁舎総合管理業務委託費をごらんいただきたいと思います。

こちらは、消防本部の清掃などの管理業務について要する委託料でございまして、42ページには委託業務の項目、内容、そして、その対象となる施設を記載させていただきました。

なお、今回の契約につきましては、昨年度開署をしました南消防署南部分署と来年4月に開署を予定しております仮称、北消防署北部分署の庁舎管理を含むものとなっております。

3年間の限度額につきましては4960万円でございますが、年度によりまして少し差はありますが、1年当たり約1650万円を見込んでおります。

この庁舎管理につきましては、限度額4960万円のうち247万6000円は特定財源でございますが、残りを一般財源で賄おうとするものであります。

特定財源につきましては、平成28年度に運用を開始いたしました消防指令センターと朝日川越分署の庁舎に係る経費でございますが、消防指令センター分については四日市市、桑名市、菰野町の消防指令事務協議会から、朝日川越分署分につきましては朝日町、川越町からご負担をいただくものでございます。

また、期間につきましては、平成29年度から平成32年度となっておりますが、実質的には平成30年度から平成32年度までの3カ年における複数年契約を結ぼうとするものでございまして、平成29年度末に入札、契約を行うということを予定しております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、64ページ、こちらは業務・事務処理委託等に要する経費といたしまして、市全体の委託に関するものをまとめたものが記載をされております。

今回、中段の少し下側、33番でございます。こちらに交替勤務を行う消防職員が仮眠の際に使用します寝具の取りかえ、乾燥等の業務委託として897万円を計上させていただきました。

少し後ろへ行っていただきますと、71ページにその内容を記載をさせていただいておりますが、こちらにつきましても、期間につきましては平成29年度から平成30年度となっておりますが、実質的には、平成29年度末に入札、契約を行いまして、平成30年度の単年度の契約を結ぼうとするものでございます。

補正予算に関する説明は以上でございます。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

皆さん方のほうでご質疑があれば、ご発言ください。

(なし)

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

じゃ、別段質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論もございませんわね。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もなしということで、採決に入ります。

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

えらい消防長、お疲れさまでした、どうも。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

全体会はよろしいですか。よろしいですよね。

じゃ、なしということで確認いたしました。

[以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

ちょっとネット中継を切っていただいて、ここでやっておこうか。

それでは……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

実は、私のちょっと勝手な行動で、総務部のときに議案を最初は読んだんですけど、採決のときには、ないし、と言ってちょっと途中を省いてしまいました。これはいいんやないかという話もあったんですけど、ちゃんと読むべきが本筋だろうということで、もう一遍その部分だけ採り直ししたいと思うんですけども、今ここでやるか、それとも全部終わってからか。

午後一番でやるとか。

○ 早川新平委員

どっちでもええんやけど、必ず言わなあかんのやな。法的にも言わなあかんのやな。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

法的と言われますと、今のままでも法的に問題があるということはないと思います。ただ、正確性を期すという面でいくと、やったほうがいいという考え方もあります。というのは、今回、総務常任委員会に附託された議案が限られていますので、それについて、ないしという言葉が使われたということであれば、それは問題ないというふうな解釈ができますので。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

だから、どうしよう。午後一がよろしいかな。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

じゃ、午後一のところでちょっと採り直させてもらいますので、えらい申しわけありませんでした。

じゃ、よろしくお願いします。

じゃ、1時再開でお願いします。

12:02 休憩

13:00 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

まず冒頭、午前中の総務部の審査におきまして、採決のときに私が議案を全て読まずに途中、抜からかしてしまいましたので、もう一度、正式に全て読み上げての上での採決を取り計らいたいと思います。皆様にはご迷惑をおかけいたしますけれども、よろしくお願いをいたします。

議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第58号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費、議案第59号平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第60号平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、一般議案のほうも同じようにさせていただきます。

議案第40号四日市市事務分掌条例の一部改正について、議案第41号四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、議案第62号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第63号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第64号四日市市職員の給与条例の一部改正について、議案第65号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、財政経営部の皆さん、済みませんでした。

これから財政経営部の審査に移りたいと思います。

まず、部長、一言ご挨拶をお願いします。

○ 内田財政経営部長

財政経営部の内田でございます。

午前中に引き続き、審査のほう、大変ご苦勞さまでございます。私どものほうは補正予算の第6号、第7号財政経営部関係部分と、それからその他の議案、それから協議会と盛りだくさんございますので、今回、正副委員長のご了解も得て、補正予算の部分とそれ以外の部分で全て関係する資料を一つのファイルにまとめさせていただいておりますので、そちらを使いながら説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第21目 諸費

歳入全般

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

第4条 地方債の補正

議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第2条 地方債の補正

○ 村山繁生委員長

それでは、これより、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正、議案第58号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般の審査を行います。

それでは、説明を求めます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

財政経営課長、田中でございます。

それでは、お手元のタブレットの資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

タブレットですが、02総務常任委員会、11平成29年11月定例月議会、03財政経営部（予算分科会用資料抜粋）と、この資料をお開きいただきますでしょうか。

○ 村山繁生委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、まず、第6号の補正予算の歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費についてご説明申し上げます。

今回の総務費の諸費の部分、財政経営部所管部分は、この資料のほうで3ページになりますが、その一番上のほうの総務費の部分で、黄色く網かけしてあるところがございますが、そちらの2本でございます。過年度国県支出金等返還金1億3634万円、都市基盤・公共施設等整備基金積立金7億8245万6000円と、この二つでございます。

それでは、次のページをお開きください。

まず最初の、過年度国県支出金等返還金でございます。こちらにつきましては、目的のほうにも記載してございますけれども、平成28年度に実施した補助事業に関しまして、受入額が実績額を上回る、そういったことに伴いまして今年度に返還しようとするために補正を行おうというものです。

中身といたしましては、こういった今回上げさせていただいたものにつきましては、この民生関係でございますけれども、例年でございますと11月とか12月、昨年ちょうどこの時期に概算で国へ一旦請求させていただきます。それに基づきまして国から現時点のところ一旦うちのほうへ交付されてしまうということでございます。その後の実績等で差異が生じた場合に、こういった余り、もらい過ぎというのが生じてまいりまして、翌年度のこの時期に補正を上げて返還させていただくと、そのような内容になってございます。

それでは、内容のほうの表のところをご説明させていただきたいと思っております。

国庫支出金のほうでございます。こちら、5本内容がございますが、上から3本、特別障害者手当等給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金と、こちらにつきましては、障害者自立支援法の関係のメニューでございます。

少し簡単に内容をかいつまんで申し上げますと、特別障害者手当等給付費負担金、大体1人当たり2万6000円余りいただけるものでございますが、こちらにつきましては、昨年度の決算額が1億1423万8000円と相なっておりますところがございますけれども、この11月に概算交付の申請をしていますが、その後に、その対象となっている方がお亡くなりになったとか、そういったケースがございまして83万2000円ほど不要になったと、もらい過ぎたということで返還しようというものでございます。

それから、障害者自立給付費負担金、こちらにつきましては、障害者の居宅介護サービスでございますが、こちら、昨年度決算が3億1587万9000円と、それから、あと、補装具のほうです、こちらのほうもございまして、これらの関係で居宅介護のほうでございますと、そちらの部分で、先ほどと同様の理由になりますけれども、対象の方がお亡くなりになった等の理由とかでございまして、2910万2000円の不要分が、もらい過ぎが生じたとい

うこととでございます。

それから、次、障害者自立支援医療費の負担金ということとでございます。こちらの医療費ですが、主に262名ほど昨年はいらっしゃったということで、対象者、そのうちの腎臓が184名、心疾患の関係が15名と、あとはその他の疾患でございますけれども、そういった方の医療費ということで3億4474万2000円の決算と相なっておるわけとでございますけれども、そちらにつきましても、この11月度に申請したあと、ちょっと入院で治療されていた方がお亡くなりになった等々と、そういった理由とございまして、1142万9000円のもらい過ぎが生じたというものでございます。

それから、その下、四つ目でございますが、障害児入所給付費等国庫負担金でございます。こちら、放課後デイサービスと呼ばれるほうがわかりやすいのかもしれませんが、6歳から18歳までの方、そちらの方のいわゆる学童を受ける方の、そちらの障害者の方の支援ということで、学校が終わってからの子供向けデイサービスといったものの事業でございます。

昨年度ですと、46カ所の施設で445名ほどがこの対象となったということとございますが、こちらにつきましても、こちらの事業、年々事業費が大きく伸びている事業でございます。新設の事業者も年々数カ所とふえておるところとございますが、そちらが、こちら12月に申請しておるんですけれども、新設事業者のほうの定員の充足までに少し時間がかかったということで、少し交付のほうが多かったということで2800万円余を返還しようというものでございます。

それから、生活保護費の負担金でございますけれども、こちらは保護率の低下ということもございまして、こちら、平成27年度は、たしか12.7%、3943人の方が年度末のほうの保護の対象だったということですが、平成28年度末は12.0%、3736人ということとございました。そういったこの減少ということもございまして、2700万円余を、国の概算交付にはちょっともらい過ぎたので返還しようというものでございます。

下のほうの県支出金につきましては、先ほどの、例えば特別障害者のところを見ていただきますと、上のほうで二つ目、障害者自立支援給付費のほうで、国から事業費の2分の1と相なっておるところですが、県の場合はその半分の4分の1と相なっております。2910万2000円のちょうど半分、1455万1千円ということとありますし、その下の障害者自立支援医療費負担金も同様でございますし、ちょっとこういった、県は少し名前が障害児施設措置費というような名称になっておりますが、これは上のほうの障害児入所給付費等

国庫負担金と、これの県版の部分ということで、大体全て2分の1になっておるとは思いますが、それぞれ国、県へ返還しようというものでございます。

この補正予算額総合計が1億3634万円ということでございます。昨年度ちょうどこの時期には、3億4875万8000円の補正をさせていただきましたけれども、今年度は、それに比べますとやや少ないということで、比較的余り大きな違いは、昨年度に比べればなかったのかなというような状況でございます。

続きまして、ちょっと1ページめくっていただきまして、歳出のほうで、都市基盤・公共施設等整備基金、積立金のほうをご説明申し上げたいと思います。

5ページでございます。

こちらの下のほうをごらんいただきたいと思うんですけれども、都市基盤・公共施設等整備基金ということで、3番目の表でございます。今回の積立額という欄が一番下に7億8200万円余が記載してございますけれども、こちらにつきましては、さきの8月定例会議のほうで歳入歳出の決算のほうをお示しさせていただきましたご承認いただいた次第でございますが、その部分の一般会計のほうで、こちらに記載してございますが、表の下ごとに15億6473万円という決算剰余金が生み出されてございます。

こちら、地方財政法の関係でございまして、決算剰余金の2分の1を下回らない金額を積み立てることと相なっております。それに基づきまして、15億6473万円の約2分の1、それとちょっと全体の補正の調整の関係で9万1000円乗せさせていただいた形で、この約2分の1相当額を都市基盤・公共施設等整備基金のほうへ積み立てたいというものでございます。

今後、国体施設等の整備等でもこの基金のほうの取り崩しということを予定してございますが、その他、今までお示しした近鉄四日市駅周辺の整備、中学校給食と多額の一般財源を必要とする事業も今後目白押しでございます。そうしたときの備えとしてここへ一旦積み立てさせていただきまして必要に応じて取り崩すということで、こちらの事業を確実に進めていきたいという思いのもと、今回は都市基盤・公共施設等整備基金のほうへ積みさせていただきたいというものでございます。歳出のほうはこの2本でございます。

続きまして、歳入全般のほうへ進めさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、6ページのほうをごらんください。

こちらは、一般会計のほうの、今回の6号のほうの歳入の全てを記載させていただきます。こちらで黄色くマーキングしてあると思いますが、こちらの黄色い部分以外は全て歳出に

関連した事業費と相なっておりますので、そちらのほうの特定財源ということになって
ございますので、各それぞれの分科会の所管のほうでご説明をさせていただくということ
でございますが、こちらの黄色い部分についてご説明させていただきたいなと思っております。

それで、まず一番上の市税でございます。法人市民税 8 億円、固定資産税（償却資産）
へ 5 億 7000 万円、こちらが当初予算に比べまして増収できる見込みであるということでご
ざいます。こちらにつきましては、後ほど資料のほうでご説明申し上げます。

下へ下がっていただきまして、国庫支出金のほうで、保育所事務費事業費負担金 1 億
6831 万 4000 円、生活保護費負担金 3032 万 4000 円。下のほうに下がっていただきまして、県
支出金、保育所事務費事業費負担金 8415 万 7000 円と記載して、ここに黄色くマーキングし
てございますが、こちらにつきましては、保育所事務費事業費のほうは、今回、歳出のほ
うの補正に関連する部分もございまして、先ほど申し上げましたこの黄色い部分は、先ほ
どもらい過ぎてお返しするというようなことで、歳出で過年度国庫支出金等返還金のご説
明を申し上げましたが、こちらの黄色く塗ってある三つのほうは、逆に、昨年度概算交付
でうちどもがもらえなかった部分が含まれてございます。こちら、保育所事務費事業費負
担金につきまして 9101 万 3000 円の赤字で、それから生活保護費のほうで 3032 万 4000 円、下
のほうの県支出金で保育所事務費事業費負担金で 4550 万 6000 円が含まれております。ちょ
っと済みません。そちらのほうのいわゆるもらい足らなかった分が含まれるということご
ざいますので、この部分も今回はあわせて補正させていただこうということで、三つ合
わせて 1 億 6684 万 3000 円がこの黄色い中に含まれているということでございます。

それから、繰入金、都市基盤・公共施設等整備基金繰入金、それから財政調整繰入金、
合わせまして 10 億 8009 万 1000 円を減額の補正をしようというものでございますが、こちら
は、上のほうの市税のほうで法人市民税が 8 億円余り、固定資産税 5 億 7000 万円と税収の
増が見込まれましたので、当初予算、補正予算等々で計上させていただきました基金の
繰入金につきまして減額補正をしようというものでございます。

なお、都市基盤・公共施設等整備基金繰入金のほうにつきましては、先ほどのちょっと
戻ったページになるんですが、ちょっと 1 ページ戻っていただけますでしょうか。済みま
せん。

こちらのほうの一番下の表になりますが、当初の取り崩しで、11 億 1878 万 7000 円を取り
崩そうというところでございますが、今回の取り崩しを減額するのは 10 億 33 万 2000 円とい

うことをございまして、1億1800万円余り取り崩しがとまった形でやめますが、この差分につきましましては、こちら、現在整備を進めております茶業振興センターの関係で、NEXCO中日本移転の補償金をいただいている分でございます。そちらをいただいて一旦、都市基盤・公共施設等整備基金のほうに積んでおきまして、その分を後年度、工事するときに取り崩すという形態をとらせていただきましたので、この部分についてはそのまま、こととして整備のほうで完了いたしますので取り崩させていただきますということで、その差分のほうの10億円を、今回取り崩しを見送るというような内容でございます。

また、済みません、1ページめくっていただきまして、6ページのほう、先ほどのページをお願いいたします。

今度は、先ほどの繰入金の下でございます繰越金でございますけれども、先ほど、8月にお示ししました、一般会計の収支差が15億6000万円余りあるということをご説明申し上げましたが、当初予算で3億円余り組んでございますので、その差分の12億6467万4000円を繰越金として計上させていただいておる次第でございます。

それから、市債の欄でございます。黄色いマーキング以外のものは、こちらはほとんど国の補助関係の土木事業でございますが、そちらの事業費がちょっと内需割れ等で落ちましたので、その分に合わせて市債の分を減額しようというものでございますが、この黄色いマークのほうは、こちら、歳出歳入の全般の調整の中で収支差が生じてございますので、こちらの部分につきましましては、社会体育施設整備事業資金——これは国体のほうでございます——こちらの4億20万円を埋め合わせるということ、それから当初予算のほうで計上しておりました臨時財政対策資金8400万円の発行を見送ろうというものでございます。

こちらの発行抑制の考え方でございますけれども、社会体育施設整備事業資金、こちらは一般単独と呼ばれるメニューになってございまして、いわゆる交付税が当たらない起債のほうで割り当てられてございます。そうしたこともありますので、こちらの発行を抑制しようということ。それから、臨時財政対策資金、こちらは交付税のメニューにはなっておるんですが、借りる借りないにかかわらず、後年度償還金が国のほうの交付税の算定には入ってくるということでございますので、こちら、交付税上の不利のないというところでございますので、ここを減額する形で後年度の負担を抑制しようという考え方によるものでございます。

私からは以上です。

○ 川森財政経営部次長・市民税課長

市民税課の川森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど6ページのところで、一番上の市税というところにつきまして、田中財政経営課長のほうから後ほど説明させていただきますということでお話しさせていただきましたが、こちらについて私のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料のほう、次のページ、7ページをごらんいただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

それでは、7ページ、最上段でございますけれども、先ほど田中財政経営課長のほうからご説明させていただきましたように、市税の補正につきましては13億7000万円ということで、補正後の額が663億1290万円ということでございます。

まず、その理由でございますけれども、それぞれ段が、法人市民税と固定資産税というようになっておりますが、上の段の法人市民税のところでございますけれども、ここにつきましては、その一番右側に記載してございますが、石油化学工業を初めとするごらんの下の表の業種について、業績好調によるというものでございます。また、固定資産税のほうにつきましては、下段のほうになります。IT関連企業の設備投資の前倒しが行われたということでの結果でございます。

法人市民税、固定資産税それぞれの昨年度の決算額と本年度の見込み額は、それぞれの表をごらんいただきたいというふうに思います。

私からの説明は以上でございます。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課長の芝田です。よろしくお願いをいたします。

債務負担行為の補正につきまして、管財課関係部分のご説明のほうをさせていただきます。

補正予算書の11ページを抜粋したものが、次の資料の8ページのほうになります。うち管財課の関係部分が、上から三つ目でございますけれども、市庁舎の議場吊天井崩落対策事業費から五つ目まで、本町プラザ等総合管理業務委託費、ここまでが管財課関係部分でございます。

そして、9ページにございますが、補正予算参考資料から抜粋をさせていただいた資料でございますが、こちらのほうのナンバー2からナンバー4まで、こちらのほうが施設保

守管理委託等に要する経費ということで、債務負担行為の補正のほうを上げさせていただいておるところでございます。

それでは、資料のほうの10ページをお願いいたします。

市庁舎の議場吊天井崩落対策事業費及び市庁舎の議場吊天井崩落対策工事監理業務委託費でございますが、本件につきましては、平成26年に建築基準法が改正されまして、新築の建物で一定規模以上の天井につきましては、新たに天井崩落対策の防止対策が義務づけられたと。さらに、平成28年、こちらの年に、既存建物であっても災害対策活動等を実施する施設につきまして対策を行うよう国土交通省から助言があったことを踏まえまして、10階議場の天井崩落対策を実施するものでございます。

工事のスケジュールにつきましては、資料の真ん中あたりに記載をさせていただいておりますけれども、この工事の実施に当たりまして、議会日程、会期につきましては来年の2月定例会議会の最終日になります3月23日までとしていただいております、5月開会議会までは閉会期間と、それから開会議会を例年より1週間ほどおくらせていただいておりますという状況でございます、工事の関係で議会日程に大変ご配慮いただきましたことにつきまして、恐縮をしているところでございます。

この工事につきましては、工法として準構造化ということで、いわゆる直天井化という工法でございますけれども、これは既存のほりに鉄骨材を固定しまして、その鉄骨材に天井仕上げ材を取りつけるという工法でございます。

こちらのほう、工事による議会運営の影響を最小限に抑えるということで、2月定例会議会の終了後から5月開会議会までの間に足場設置、天井解体、鉄骨取りつけと、それから、6月定例会議会の終了から8月定例会議会までの間に照明・ダクト設置、天井張りを実施するという、債務負担行為を計上させていただくというもので、対策工事費の事業費といたしまして1億2600万円、工事監理業務委託として810万円を見込んでおるところでございます。

なお、工事の期間中は開会議会、6月定例会議会におきまして議場内の安全を確保することのために、天井につり足場が設置された状態となるところでございます。

なお、工事完了後の議場の天井でございますが、こちらのほうは現行の天井の雰囲気と同等のデザインとなるほか、照明もLED化しまして照度が上がりまして、現状よりかなり明るい議場となるということを申し添えたいと思います。

引き続きまして、資料の11ページをお願いしたいと思います。

本町プラザ等総合管理業務委託費、これの債務負担行為の追加でございます。本町プラザ、こちらのほうにつきましては、駐車施設、立体駐車場がございますけれども、これの管理運営を現在、指定管理者が行っております、駐車施設の管理運営に合わせまして設備管理や警備保安等の施設の管理運営も現行では指定管理者が担っておるところでございます。

後ほどご説明もさせていただきますが、今回、議案第42号として本町プラザの駐車施設条例の廃止ということを上程させていただいておりますけれども、今年度をもちまして本町プラザの駐車施設の運営が終了するというに伴いまして、指定管理者が担ってきまして本町プラザ等の施設の管理運営につきまして、平成29年度中に一般競争入札によりまして受託業者を選定して、平成30年の4月から3年間の委託契約を行うということで、今回、債務負担行為を計上させていただくものでございます。

債務負担行為の限度額は6160万円を見込んでおりまして、この本町プラザ等総合管理業務の詳細につきましては、資料の真ん中のところに記載をさせていただいておりますけれども、建築設備保守管理や空調設備運転等の設備管理保安業務、それから、巡回監視や夜間等の入館者受付等の警備保安業務、日常清掃等を行う清掃業務、あるいは、本町プラザ北側でございます新丁ひろば駐車場、これの料金の収納とか機器の日常点検、これの管理運営業務といたしまして、これらの業務を一括して委託契約を行おうというものでございます。

次に、12ページのほうをお願いしたいと思います。

施設の保守管理委託等に要する経費でございますが、一番上でございますが、市庁舎空調用の冷温水発生機保守点検業務委託、この業務は本庁舎の地下2階でございます空調用の冷温水発生機の点検、調整など保守作業の委託162万円をお願いするものでございます。

次に、市庁舎及び総合会館の自動ドア保守点検業務委託、こちらのほうは本庁舎及び北館、総合会館の自動ドアを常に良好な運転状態に保つための保守点検委託といたしまして60万円ということをお願いするものでございます。

一番下でございますが、総合会館の空調設備機器保守点検業務委託、これにつきましては、総合会館の屋上でございます設備の保守作業委託76万円でございます。

このいずれの事業につきましても、平成30年の4月1日からの業務でございます、平成29年度中に入札及び契約を行う必要があるということで、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

続きまして、私のほうから事務用機器等運用経費のほう、限度額3700万1000円を上げているほうのご説明を申し上げます。

ページのほうは1ページはねていただきまして、13ページをお開きください。

こちらに事務用機器等9項目の内容を記載してございます。

まず、1点目がコピー機ということで、庁舎内、それからあさけプラザ等の外部を含めまして20台のコピー機を入れようというものでございます。

それから、2点目がファクシミリ、これは9階になりますけれども、こちらのファクシミリをリースしようというものでございます。

それから、車両につきましては5台ということでございまして、道路パト、それから管財課の一元管理の車両、それから軽自動車3台——これはあけぼの学園でございしますが——の3台の計5台を入れようと、リース契約をしようというものでございます。

それから、4点目が地区市民センター用の清掃モップ、それから、5点目は障がい福祉サービス費等の請求システムのリース、それから、6番目が、これは図書館でございしますが、電話交換設備のリースでございまして。

それから、7、8、9点目、これは博物館でございしますが、インドアのマット、それから、8番目が男子トイレ用の、水洗トイレ用の薬剤供給装置、それから、9点目が女性用の自動開閉式サニタリーボックスといった、こういった事務用機器等のリース契約、こちらを交わすために、今回、債務負担行為に上げようというもので、合計が3700万1000円というものでございます。

では、続きまして、議案第58号の平成29年11月補正予算（第7号）案に進ませていただきます。

これは1ページめくっていただきまして、14ページになるかと思いますが、そちらで今回の概要のほうを記載させていただいてございます。

（発言する者あり）

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

それでは、続きまして、11月補正予算（第7号）案の概要をご説明申し上げたいと思います。

こちらの11月補正予算の第7号案につきましては、さきの総務部のほうで人事院勧告に基づく補正の内容等の説明をさせていただいたと思いますけれども、それに関連する予算ということで歳入全般のほうのご説明ということでございます。

こちらの一般会計の補正予算の総額でございますけれども、1億8976万5000円のマイナスということでございまして、補正後の額が1095億8929万3000円ということでございます。

それでは、1ページめくっていただけませんか。

それでは、歳入全般でございますけれども、この一般会計の今回の人件費に係る部分の歳入のほうでございますけれども、まず、1点目が諸収入、朝日、川越二町消防事務受託費710万9000円の減額でございますが、こちらは、歳出のほうにございますけれども、消防費のほうで4926万3000円の減額となっておりまして、このうち710万9000円が朝日、川越町の消防事務受託に関する部分でございます。こちら、今回、その人件費を減額しますので、合わせまして朝日、川越町の消防事務受託費の減になるというものでございます。

それから、市債のほうにございますけれども、今回、人件費のほうにございますが、全体として、人件費並びに関連します議員報酬、それから操出金の関係のほうも補正も行っていますが、それをあわせ持ちまして、全体が1億8976万5000円のマイナスとなっております。

先ほどの諸収入を引いた残りが1億8200万円余の収支差が生じてございますが、こちら、先ほどのほうの第6号でもご説明申し上げましたが、国体関係の交付税の通知を伴わない起債が割り当てられている社会体育施設整備事業資金、こちらのほうを減額するという形をとりまして、将来の公債の負担の抑制にもつなげていきたいということでございまして、あわせましてこちらの市債のほうを減額しようというものでございます。

下のほうに第2条、地方債の補正を計上してございますが、その補正案の社会体育施設整備事業資金の表をつけてございますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明は以上ということですね。

説明はお聞き及びのとおりでございます。資料をまとめていただきまして、ありがとう

ございました。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

ご質疑のある方は、ご発言ください。

何かご質疑ございませんか。

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

じゃ、債務負担行為のこの事務用機器等運用経費のところ、これは当初平成29年度から36年度の2億3261万1000円だった債務負担行為が、2億6961万2000円に増額補正をしたというところで、先ほどのコピー機が20台とか、ファクシミリが1台とか、車が5台とかというのが名目でずっと出てきておるんですね。

この時期にこの部分を、運用経費を増額するという意図であったりとか、理由であるとか、もう少し詳しく。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちらの事務用機器でございますけれども、まず一つ、4月1日から使うようなこちらの内容とか、契約等が必要な内容となっているということで、まず一つは、債務負担行為で今年度中に契約を進めたいというもので上げさせていただきました。

それから、この時期に上げさせていただいておるという理由でございますけれども、こうした機器等の運用とかこういった債務全般についてもそうなんですけれども、例えばもし当初予算で上げてしまうと、非常に早い時期に相手からの見積もりを徴収してしまって、極端なことを言えば、1年後の金額になってしまうというようなこともございまして、なるべく直前に見積もりを徴収して、その有効期間内に数字のほうを精査させていただいて上げさせていただくのが一番いいのではないかというような考えに基づきまして、この11月補正に上げさせていただきまして、お認めいただければ、そこから手続に入って4月1日に間に合わせたいと、そのような考え方をもちまして、この時期に上程させていただいているという次第でございます。

○ 中川雅晶委員

今の言った理由でやむを得ないかなというものもありますけれども、例えばこんなモツ

プとか、そんな4月1日に、そんな……。というか、それは今の理由でどうなのかなというふうに思うんですけど、その辺はどうですかね。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちらにつきましては……。

○ 中川雅晶委員

サニタリーボックスもそうやな。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

例えばインドアマットとか、モップ等につきまして、やはり単月の契約を交わしておつて、3月で切れてしまうということもございます。当初から行くと、例えば4月の当初分が、契約の準備行為等々でモップがないよとか、マットがないよといったことも発生してしまうということもございまして、できればこの時期にやはり上げて、契約の行為も終わらせておきたいという思いでございます。

○ 中川雅晶委員

そうであるならば、当初の補正前のところで予測できるものがあれば予測してこっちに入れ込めば、わざわざ細かく再度増額補正をする必要はなかったのではないかなと思えますし、そういうあけぼの学園とか、図書館とか、博物館とか、それから地区市民センターとか、比較的固定のところが見受けられるので、もう少し予測ができたのではないかなと思うんですが、そうではないということですか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

今回上げさせてもらった機器等に関しましては、先ほど申し上げていた、一つは見積もり期間が大きく飛び離れてしまうというのがまず1点と、それから、いわゆるゼロ債務と呼ばれる、今年度予算を伴っていないというところもございまして、今年度予算を伴わないということも考えますと、見積もりとかそちらの期間でなるべく近いほうがより精度も上がるのではないかと、物価の上昇局面でやっぱりこういったことも必要なのではないかなというように思いで、ちょっと補正を、この時期に上げさせていただいたという次第

でございます。

○ 中川雅晶委員

契約という部分と、それから、なるべく精度を上げて増額とか減額とかというような補正に至らないような形で、この時期にということというふうに理解すればいいんですか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

そのとおりでございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

同じところで、車両はこれ、一元管理のリースだったかな、買い取りかな。

○ 村山繁生委員長

車両。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

今回、5台債務負担をお願いするんですけど、そのうち1台が管財課所管の一元管理車両の車になっております。

○ 森 康哲委員

そうすると、ほかの4台は購入。どういう管理の仕方をするとか決まっているんですかね。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

済みません。ほかの4台につきましては、一つが道路パトロールのほうで、都市整備部のほうで管理していく。それから、残りの3台があげぼの学園のほうの車でございますの

で、こちらのあけぼの学園で管理していきますが、そのいずれもリースという形をとってございます。

○ 森 康哲委員

リースで一元管理はしないということなんですけれども、そうすると、スケールメリットは出るのかな。リースにするメリットは出ないと思うんだけど、一元管理するからメリットが生まれると思うんですけれども、リースにする理由がわからんようになるんですが、その辺、どうなんですかね。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちらのほうは、一元管理のほうというはどうしてもボリュームが多いし、職員というのも当然ありますし、それから、例えば道路パトロールとか、都市整備部、あけぼの学園もそうですけれども、どうしても車両管理となってしまいますと、定期点検の問題とか、それから保険の手続等々というのが、管理となっていくとのしかかってくるということもございまして、リース等であれば、その辺の手間というか、そういった保守点検の管理等々というのも先方にしていただけるのではないかなという思いで、この一元管理以外の車両につきましてもリースで導入しておるといところでございます。

○ 森 康哲委員

いや、これ、一元管理のところでも議論したんだけど、スケールメリットが生まれるから何とか職員がやるよりもリースにしたほうがいいだろうというので、無理無理何か数字を合わせたような経緯があるんですよね。それが、単体の契約になると話は全く別で、スケールメリットないので、これはちょっと問題になってくるんですけれども。リース契約のほうが高いんですよ、購入するより。その考え方、ちょっと教えてください。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

こちらの道路パトロールとかの、こちらだけの分を導入しようというのも、一応メンテナンスもつけてございまして、そうした職員の負担も軽減できるなという意味も込めまして、一応リースというような考え方をとらせていただいております。

○ 森 康哲委員

職員の負担の軽減と言うけど、リースにしても職員の手を全くかけないわけじゃないので、ただ単に購入するだけの金額とリースとは全然金額が違うので、その辺、一元管理だからスケールメリットが生まれて、職員が管理するよりも維持管理費も含めて安くなるよというなら話はわかったんだけど、これ、単体のリース契約だけになってくると、そういうわけではないと。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課長の芝田でございます。

今回、5台のうち管財課関係1台でございますけど、この1台というのは一元管理車両でリース物件でございます。この1台の入札を行い、当然これから、認めていただけたら作業を行っていくんですが、今の段階で、私どものこの1台について、7年リースと、それから、購入した場合の、当然、費用の違いというのは、私ども内部的に算定をしております。

森委員おっしゃいますように、リースと購入を比較した場合に、購入の場合の、要は職員の管理経費、人件費をどう見るかという形によって金額の算定のほうは変わってくると思います。正直にリースと購入となると、リースのほうは、その分が高くなっていくんですが、購入の場合、購入の経費と、人件費の部分、これを相当量、事務量を見ますと、私ども管財課の分析をする中では、リースのほうは、こちらのほうがコスト的に費用から見ると安くなるという見積もりをしているところでございます。

○ 森 康哲委員

だけど、役所の車全てがリースじゃないので、購入する車両もあるわけですね。その購入した車両に関しては、職員さんが管理しているわけですよ。そのすみ分けの理由を教えてくださいわ。購入する車もあったり、リースの車、それで、一元管理というくりで説明されたときはわかったんですよ。だけど、単体で購入、契約するときに、単体をリース契約するのは、ちょっともう一つ理由が要るのかなと思うんですけども、部長、その辺、考え方だけ教えてください。

○ 内田財政経営部長

財政経営部の内田でございます。

まず、今回のこの事務用機器の中にある車両5台につきましても、従来どおり総務常任委員会でいろいろご指摘があって、リース、あるいは購入比較をした上でリースを選択していています。

ですから、今、お話があったように、当然、購入のほうがメリットが出る場合は購入にしておるといことで、これは管財課のほうでリース、購入と比較するものさしといいますか、こういう観点できちっと調書を出して、どちらかきちっとメリットを見きわめて、リースにするか購入するかを決めよという指示を出していますので、その結果、今回の5台はリースのほうが有利であるという判断のもとでリース契約をさせていただくために債務負担をお願いさせていただいています。

○ 森 康哲委員

じゃ、今回のケースも、購入したら、じゃ、幾らと、リースの場合は幾らと、そういう比較をした上でリースを選んだと、そういうことでよろしいでしょうか。

○ 内田財政経営部長

はい。そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

わかりました。

○ 早川新平委員

同じところで、この表で、事務用機器等の運用経費、これ、今の車両のところというのは、5台のリース料やな。それ、一番下の、9番のサニタリーボックス6台とか、これも全部リースか。ここに載っておるの全部リースなん、買い取りとか。例えば4番の地区市民センター清掃用モップ23カ所、26万円というのは。23カ所やなしに、モップやったら、23本ちゃうん。だから、そういう形で23カ所に何本買うたかとか、そういう、ちょっと私らわかりにくいので、今の森委員が指摘したように、これは全部リースの、何年リースの総額ですよという形と、これは全部買い取りですよ、いや、これも何年のリースですよっていただかないと、混在しておるのかなとちょっと思っておったんだけど、こ

れ、全部リース。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

済みません。私の説明が不足しておりました。全てリースでございます。何年というようなお話もいただきましたので、少し最初から簡単に申し上げますと、コピー機、これは20台で、特によく使うところは3年、余り使わないというところだと5年という負担になっています。それから、ファクシミリのほうが5年、車両が7年、地区市民センターの清掃用モップは、これは1年の契約でございます。それから、障がい福祉サービスのほうが5年、電話交換設備も5年、インドアマット、水洗トイレ、サニタリーボックス、これは全て3年というふうになってございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

そうすると、最後のリース物件って、一番最後のときは1カ月分払うと買い取りとか、そういうのって。それとも全く回転しておるということ、そこはどうなんですか。

○ 田中財政経営部参事・財政経営課長

今回の、パソコン等々がちょっとあると一番わかりやすかったかもしれませんが、例えばリースが切れてまだ使えるよというような話になれば、今度、再リースに切りかえるという場合もございますが、基本的には、先ほど申し上げた、3年とか5年の中で、終わればもうこれで新たに更新という形が基本になってございます。

○ 早川新平委員

もうちょっとこの資料の出し方、例えば23カ所っていうと、清掃用モップって多分これ、23カ所やからセンターやろうなと思うので、センターで1本だけなん。だから、そういうところ、ちょっとわかりやすくやっていただきたいなと要望です。

○ 村山繁生委員長

少し細かくということね。じゃ、要望ということで。

○ 早川新平委員

もう一遍、ごめん。どう見ても、地区市民センターの23カ所で、多分何本なのか知らんけれども、こんなモップやったら買うたほうが安いんちゃうか。26万円とかさ。

○ 廣田財政経営課課長補佐

モップなんですけれども、95本でございまして、大体1センター4本ぐらい、1年使うと真っ黒になって汚れて、よくダスキンとか、1年ごとに交換しているという、それがそういうサービスがリースとといいますか、レンタルのようなサービスを提供されているという、そういうものでございます。

○ 早川新平委員

はい。よくわかりました。せやから、そうやって書いておいてよ。こんなのわかれへんで、こんなんやったら買うたほうが安いじゃないかって指摘せんならんで。

以上。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

じゃ、他に質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論ございませんので、採決に入ります。それでは、簡易採決で行います。

議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為

の補正（関係部分）、第4条地方債の補正、議案第58号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第21目諸費、歳入全般、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、第4条地方債の補正、議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 村山繁生委員長

全体会に送る項目はございますか。

（なし）

○ 村山繁生委員長

全体会に送る項目なしということで確認をいたしました。

議案第42号 四日市市本町プラザ駐車施設条例の廃止について

議案第54号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定について

○ 村山繁生委員長

続きまして、一般議案の総務常任委員会のほうに切りかえて、議案第42号四日市市本町プラザ駐車施設条例の廃止について、議案第54号四日市市総合会館集会施設の指定管理者

の指定についての説明を求めます。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

あ、そうですか。理事者入れかえなあかん。じゃ、お願いします。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

それでは、説明をお願いいたします。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課長の芝田です。よろしく願いをいたします。

議案第42号でございますが、議案書では9ページになってはいますが、資料に基づき説明をさせていただきます。タブレットデータの02総務常任委員会、11平成29年11月定例月議会、04財政経営部（委員会・協議会用資料抜粋）です。

よろしいでしょうか。よろしいですね。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

それでは、済みません、資料の3ページをお願いいたしたいと思います。

こちらのほうでございますけれども、四日市市本町プラザ駐車施設、こちらのほうは、隣接する本町プラザの附置義務駐車場及び周辺商店街等への来客用の駐車場として、平成8年7月に整備をした施設でございます。当駐車場、機械式の立体駐車場でございます、車高制限155cm以下の車しか利用できない、それから車両の入出庫に時間がかかるということから利用台数が減少しておる状況でございます、運営収支につきましては、毎年500万円余の赤字という状況になってございます。建設後21年が経過しまして外壁や機械

設備が老朽化しておりまして、特に、本年10月以降、施設の故障が相次いでおるところでございまして。

かねてより車高制限の緩和など、施設の改修も検討してまいったところでございますけれども、施設改修によりまして利用台数の増加とか運営収支の改善、こういった問題の解決につながらないという判断をいたしました。

加えまして、平成28年3月でございますけれども、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正がございまして、附置義務台数が緩和されまして、近隣の市営本町駐車場等を活用することで附置義務台数を充足することが可能と、こういった背景がございまして、当該施設を廃止するものでございます。

なお、施行期日は平成30年4月1日でございます。

なお、今年度におきまして、駐車施設の解体及び跡地整備につきまして、工事設計を実施しているところでございますけれども、こちらにつきましては、駐車場、平成30年度の、来年の8月から解体工事を行った後に、跡地はアスファルト舗装としまして、思いやり駐車場として整備をするという方向で工事設計を進めておるところでございます。

引き続きまして、資料の4ページのほうをお願いしたいと思います。

議案の第54号の四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定についてでございますが、資料の4ページ、こちらのほうは提出議案参考資料の抜粋をさせていただいたもので、6ページ、7ページに詳細のほうを記載させていただいておるところでございます。

資料の7ページのほうに、施設の概要のほう、記載をさせていただいておりますけれども、今回、指定管理者の指定を行おうとします総合会館の集会施設、市民の文化活動や市民交流の場として設置いたしました公の施設でございまして、皆様ご承知のように、総合会館の8階にございます。こちらのほう、北側の第一から第五までの会議室と和室から成ります貸館施設でございまして、平成28年度の利用につきましては1891件の利用がございました。

お手数ですが、資料の6ページのほうに戻っていただきまして、この施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行ってございまして、今年度末で現行の指定管理期間満了となりますことから、30年4月1日から33年3月31日までの3カ年を新たな指定期間といたしまして、指定管理者の公募を行ったところでございます。

この公募に対しまして、1団体から応募がございました。指定管理者選定委員会によりまして応募者ヒアリング及び審査を経まして、指定管理者の候補者として選定されました公

益財団法人四日市市文化まちづくり財団、こちらのほうを次期指定管理者として指定しようとするものでございます。資料の中の4にございますように、募集及び選定の経過の詳細につきましては記載のとおりでございます。

選定結果の概要につきましては、資料の5のほうに記載をしておりますが、提案内容に関する得点は65点満点で41.6、提案価格の得点につきましては、応募団体が1団体ということでございますので、配点の35点がそのまま得点となりまして、合計得点は76.6という状況でございます。

この提案価格2804万円でございますが、この指定管理業務、同じ総合会館内の教育委員会所管の視聴覚センター、これの貸館業務をあわせて委託することで業務の効率化を図っておりまして、その内訳は、資料の一番下の米印のほうに記載をさせていただいております。

私からは以上でございます。

○ 村山繁生委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑があれば、ご発言ください。

○ 森 康哲委員

本町プラザの駐車場、やっとなんて、ようやくという感じなんですけれども、長年、けんけんがくがくやって、ようやく決着つくようになったと思うんですけど、もう一つの課題があったと思うんですよ。本町プラザの中に宝くじの購入場所があつて、その前に道路上に駐車をして買いにくるお客さんがみえるから、非常に駐車するとその通行が阻害されるという問題があつて、あわせてこれは解決できないのかなというふうな課題になっていたと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

委員からお話ございましたように、実際に、私どもも時々現場のほうに行っておりますけれども、現場のほうに出向きますと、前の道路上に宝くじを買いにみえたと思われる方がそこに駐車をしてという現場も、私も実際に見たことがございます。なかなかこれにつきまして、直接、市が設置している宝くじ売り場ではないということで、なかなか対応

も難しいところがあるんですが、ただ、実際のところ、現場のほうですぐ前に新丁ひろば駐車場がございます。この新丁ひろば駐車場につきましては、条例のほうで駐車後30分以内は無料という駐車場でもございますので、私どもも宝くじ売り場の事業者に対しまして、この新丁ひろば駐車場を、利用者はこちらのほうを利用する形で周知といいますか、その方向で道路上に置かないような形で、宝くじ売り場の事業者のほうに話をしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

○ 森 康哲委員

今現在はされていないということなんですね。そうであれば、そういう市としてのスタンスでそういう案内をしてもらうような方向をお願いしていくというのも一つでしょうし、また、道路上に何らかの表記をして、わかりやすくすることも行政の仕事だと思いますので、その辺あわせてお願いしたいと思います。

思いやり駐車場ということなんですからけれども、そこは何台、思いやり駐車場をつくるような考えなんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

現在、設計をする中では2台という形で予定をしておるところでございます。

○ 森 康哲委員

スペース的には五、六台、普通車やととめれるようなスペースだと思うんですけども、それを思いやりということで2台とめれるという理解でよろしいのでしょうか。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

乗降にある程度のスペースも必要になってございます。区画を引く中で2台という形で、五、六台は難しいという状況でございました。

○ 森 康哲委員

工夫すれば、例えば普通の車2台とめて、思いやり駐車場2台というのはできないんですかね。例えば奥のほうを普通の車をとめれるようにして、緊急時の、思いやり駐車場として手前のほうに2台とか、そういう工夫というのはできないでしょうかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

こちらのほうの跡地の面積等をもって、内部的にもいろいろ検討もさせていただきました。なるべくなら台数、可能な限り多く置けるような形が望ましいと考えまして、多方面から本当に検討もして、図面も何度か引いて検討してきたんですが、思いやり駐車場をという形になると、現行、スペース的に2台が限界という形の判断に至った次第でございます。

○ 森 康哲委員

わかりました。このレイアウトとか、もし決まりましたら、その時点で教えていただきたいと思えますし、最初申しましたように、宝くじ売り場への駐車禁止の注意喚起、その辺はぜひやっていただきたいと思えますので、要望したいと思えます。

以上です。

○ 村山繁生委員長

関連。

○ 早川新平委員

思いやり駐車場って無料、有料。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

無料になります。

○ 早川新平委員

はい。結構です。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

総合会館の指定管理契約についてですけど、ここの参考のところ、前回の提案価格は2342万6000円やったのが、今回、2804万円という形で契約をすると。この金額が上がっている部分というのは、その理由というのは。

○ 中森管財課主幹

管財課の中森でございます。

ただいま委員からご質問いただきましてのご説明をさせていただきます。

こちらの指定管理料の主な内訳が、7階にございます貸館受付窓口に常駐で勤務いただく指定管理者側の職員4名分の人件費がほぼでございます。昨今、労務単価が上がってきているということで、こちらの債務負担をお願いする期間内に消費税改定もございますので、その辺の分も含めまして金額がなっているということでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

これ、人件費の分だけで約500万円弱ぐらい、3年間ですけど、その単価が少し上がったのと消費税分というのはわかりますけど、それだけで、これだけの金額ですか。

○ 中森管財課主幹

この金額の内訳でいきますと、人件費だけの合計でいきますと、このうち2280万円ほど、2400万円弱ほどが人件費ということでございます。

○ 中川雅晶委員

1年間の人件費ってどれぐらいで試算。

○ 中森管財課主幹

平成30年度で申し上げますと、総合会館の貸し館部分、視聴覚センターの人件費を合わせまして、760万円程度でございます。

○ 中川雅晶委員

それ、総合会館と、それから視聴覚センターを合算して、今、700万円になるんですよ

ね。別々にすると幾らですか。

○ 中森管財課主幹

ご説明いたします。

平成30年度で申し上げますと、総合会館部分が、うち390万円、視聴覚センター部分が残りになりますので370万円ということでございます。

○ 中川雅晶委員

ほぼ同じぐらいの人件費で割っているという感じですね。

あと、これ、そもそもここの指定管理で、競合したことがあるんです。競合というか、そういうセレクションしたことがあります。

○ 中森管財課主幹

先ほどご説明しましたように、平成18年度から指定管理になっておりますが、今まで1団体の応募ということで来ておりますので、競合はございません。

○ 中川雅晶委員

しかも、ここの指定管理は、部屋の使用料とかというのは、ここの指定管理者の収入にはならずそのまま市に入れておられるというところで、これをずっと指定管理で続けていくのか、もう指定管理ではなくて私的な外部委託でしていくのかということというのは、基本的な考え方としてどうなんですかね。何か、次の協議会が指定管理になったのであれなんですけど。指定管理する意味合いが、ここの総合会館で、しかも応募がなく、今回のようにちょっとその指定管理料が上がっているという部分の、というところの精査の部分がちょっとこれがどうなのかというのは、はっきりとわからないんですけど、人件費の部分で少し上げているよというのは、意味合いはよくわかりましたけれども、果たして、そのままこれをまた3年ごとに指定管理をするメリットと、外部委託にするメリット、デメリット、その辺はどうなんですかね。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

管財課の芝田でございます。

確かに中川委員おっしゃいますように、この施設、応募団体は1団体でございました。利用料金1銭も取っていないという施設でございます。ただ、現行につきましては、これは指定管理者に出しているということで、私どもで中身の検証、モニタリングレポート等の中身を検証してみますと、文化まちづくり財団のほうでいろいろ取り組みのほう、アンケートもきめ細かに行って、利用立場に立ったサービス等も行っておりますし、インターネット、ホームページのほうも創意工夫を凝らして利用者増に、大口利用で熟年大学の講座というのが今まであそこで利用しておったんですが、これも利用がなくなったということなんですけど、それでも利用者数は前年度を上回っているという状況でございます。この辺は、現行は指定管理者によることで、指定管理者の報告書によるノウハウという形で、創意工夫を凝らしてやっていただいているなというふうに認識をしておりますが、今後、現行のままでいいのかどうかというところは、まだ内部でも議論をしたことがございません。このあたり、今後に向けては少し現行のままでいいのかどうかという検証は、やはり内部のほうでする必要があるかなというふうには思っておるところでございます。

○ 中川雅晶委員

インターネットの貸館利用とかというのは、別にここだけがやっているわけではないですよ。しかも、例えば実施事業があるわけでもないし、貸館管理の業務だけなので、果たして、それで指定管理で継続していく意味合いはどうかかなと。確かに民間の業者も入ってくるという窓口はしっかりとあいて、かわれる提案があってそれがよければそっちになるという可能性は、確かに指定管理にしておくところもある可能性はありますし、安直に外部委託にすることによる弊害というのも多分あるとは思いますが、だから、どっちがいいとか悪いとかって、なかなか僕の中でも答えは出ていないんですけど、ずっと応募もなく、1回でもセレクションがあったんやったらまだしも、応募もなくずっと、しかも貸館業務だけで、このままどうなのかなというところのジャッジがなかなかしづらいかないところはあるんですけど、どうですかね。答えは出ないです。一応条例とかなっていて、指定管理はまだ続けていかなきゃいけないという状況は状況なんですか。

○ 村山繁生委員長

中川委員、たまたまこの後、協議会で指定管理のことを全般に、あり方についても協議会のほうでされますので、そちらのほうでまたしていただいたらいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

そうですね。指定管理というところの問題なんですけど、わかりました。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

議案第54号のところの総合会館の指定管理なんやけど、あそこの喫茶コーナー、あれはどこのやっておるの。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

喫茶コーナーにつきましては、社会福祉協議会のほうが運営という形になっております。

○ 早川新平委員

そうすると、社会福祉協議会のほうがあそこの場所を借りてやっておるということ。それとも賃貸料とかそんなんついておるの。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

社会福祉協議会にあのスペースを使用許可して、貸しているという状況になっています。

○ 早川新平委員

オーケーです。

○ 村山繁生委員長

中川委員、済みません、途中で話を折ってしまいましたけれども、もう少しあれば。

○ 中川雅晶委員

非常にずっと見ていて、指定管理に、指定にどうのこうのと言うわけではないんです。ただ、次の議題の指定管理制度の中で、これを入れていくという意味合いがどうなのかなというところも多分あると思うんですけど、ここだけ見ていても、人件費で上げていただ

いているというのはわからんわけではないんですけど、過去の人件費を見せていただいても、これ、ちょっと古いデータであれですけど、平成27年度ぐらいのデータで、計画としては350万円ぐらい組んでいて、実績としては300万円ぐらいなので、90万円弱ぐらいここでも人件費としては上がっているという部分はあるんですけど、貸し館だけのほうで、もう一つの視聴覚センター入れずにですけれども。

その金額の妥当性であったりとか、また、ここの文化まちづくり財団が継続的に財団として運営していく中で、例えばこれが外れた場合に、文化まちづくり財団としての財政的にはどうなのかなとかいろいろ考えると、総合的に考えてこのままずっと継続していくことがいいのかどうなのかというのは、なかなか答えが出ないので。

明確に指定管理としてずっとやっていくのであれば、少しいろんなものを取り入れているというか、いろんな提案とかも受けたりとかして、指定管理のメリットというのを出していかなければならないのかなとも思いますし、その辺の市としての方針というのがなかなか見えにくいのは……。時期が来たのもう一回契約しますというところでの議案だということ認識はしておるので、それに対しては不可ではなくて可とはするんですが。

○ 内田財政経営部長

財政経営部の内田でございます。

指定管理につきましては、特にこの施設については、主な業務は貸館業務と。我々も貸館業務ということは、自主事業はなかなか見出せない部分ではございますけれども、例年、申し上げておるのは、指定管理を導入するかどうかの判断は、制度の初めから、職員がやるより経費の削減効果が見られて、かつ指定管理者のアイデアは、市民サービス、職員がしたよりも向上されるということ、この二つが基本になっています。

おっしゃるように、貸館業務にそういうところが見出せるのかという話がございましてけれども、当然その換算のほうでも経費の削減効果は職員が直接やるよりはどうかという点検はしておる中で、やはり今回の提案については、課長も申しましたけど、熟年大学講座の利用者が三浜文化会館のほうの利用に変わったという大きな、大口の利用者が減った中で、指定管理者としてそこを埋める努力もしてきておると、そういう貸館業務という単純業務ではありますけれども、利用者の掘り起こしについては、前向きに捉えてやっておるということも評価いただいておりますので、そういう意味では、経費の削減とあわせ持って、貸館業務という中で、指定管理者の市民サービスの向上に向けた取り組みが評価され

ておるということを私どもも理解してございまして、その結果選ばれて、議案としてお出ししておると。

応募が1者というのが続いておるということでございますので、その点は、我々としてはこの施設を管理していただくことの魅力をやはりもっと出していかないと、複数の応募につながらんということもございますので、それは一つ反省材料として今後検討していく必要はあるかと思えますけれども、経費削減と市民サービスの向上と、この二つの点については、今回1者ではございましたけど、その評価をいただいておりますということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員

いや、いいです。次のところで。

○ 村山繁生委員長

他にいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

もう一遍、教えて。

ガードマンさんみえるやんか、受付。あれはゴールド美装なのかどっちなん。それとも、文化まちづくり財団が雇っておるんですか。あれはどこなん。それだけちょっと教えてください。

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

総合会館……。

○ 早川新平委員

総合会館。というより……。

(発言する者あり)

○ 芝田財政経営部参事・管財課長

失礼しました。

総合会館と市庁舎のガードマンは、私ども管財課のほうで委託をしている中の、契約をしておる中のガードマンでございます。

○ 早川新平委員

総合会館も向こうへ派遣という形になっておるの。そこの行き来というのはどうなっておるの。総合会館は指定管理をしておるわけでしょう。文化まちづくり財団が請け負うておるわけやんか、指定管理で。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

あれはどうなっておるの。その関係性だけちょっと教えてほしいなと思って。

○ 中山管財課副参事・課長補佐

管財課、中山でございます。

今、お尋ねの指定管理になっておるんじゃないかというところですけども、私ども今回、指定管理の指定議案を上げさせていただいている対象は、貸し館の業務の部分だけでございますので、総合会館の建物全体の管理という指定管理ではございません。建物、施設の管理は、今、課長申し上げましたとおり、本庁舎と総合会館をあわせ持って設備の運営であるとか、警備であるとか、清掃であるとかというのは1本にまとめて、今現状はワールドさんというところでお願いしておりますけれども、そちらのほうに委託をしておるというところでございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

他に質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、討論に入ります。討論はございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

議案第42号四日市市本町プラザ駐車施設条例の廃止について、議案第54号四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第42号 四日市市本町プラザ駐車施設条例の廃止について、議案第54号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定についての原案について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 村山繁生委員長

次、まだ協議会が残っておりますけど、休憩を入れますかね。1時間半近くたっておりますので、じゃ、休憩を入れます。

2時35分に再開ということをお願いいたします。

14：23 休憩

15：21 再開

○ 村山繁生委員長

それでは、理事者入れかえでお願いします。

それでは、ここからは議会事務局の審査に入りたいと思います。

局長、一言ご挨拶をお願いします。

○ 岡本議会事務局長

本日は、一般会計補正予算の債務負担行為の補正のうち、議会事務局の関係部分についてご審議をお願いいたします。朝からのご審議でお疲れのところとは存じますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 村山繁生委員長

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）の審査を行います。

それでは、説明をお願いいたします。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

議事課長の山路でございます。

それでは、タブレット、会議システムの01本会議の中の07平成29年11月定例会議会、その中の07平成29年11月補正予算参考資料、こちらのほうで説明をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

この参考資料のページは65ページをごらんいただきたいと思います。

65ページは業務・事務処理委託等に要する経費ということで、上から二つが議会事務局の業務でございます。一番上は、市議会会議録印刷業務委託でございます。こちらは、本

会議の会議録の印刷・製本の業務委託でございまして、債務負担行為限度額は206万6000円、期間は平成29年度から平成30年度でございまして。

その次の、よっかいち市議会だより印刷業務委託でございまして。こちらは、定例月議会ごとの審議内容、議会の情報をまとめまして、議会だより、こちらを発行しておりますが、この印刷業務委託でございまして。債務負担限度額は1153万5000円、期間は平成29年度から30年度でございまして。

説明は、簡単でございまして、以上でございまして。よろしくお願いたします。

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございまして。

ご質疑のある方は、ご発言願います。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

よっかいち市議会だよりの印刷業務委託はわかるんですけど、先ほど、あれは総務部でしたっけ、政策推進部やったっけ、同じような印刷業務委託と、それから、おもしろい紙面づくりを専門のところに出しているという……。

○ 村山繁生委員長

ああ、デザインのね。

○ 中川雅晶委員

そうそう、デザインのやつを出していたので、これはこれでいいんですけど、そういう観点もやっぱり議会だよりも考えていかないいけないなって。そういう委託料も次のときには計上できるような形で考えてもいいんじゃないかなという議員間討議です。

○ 村山繁生委員長

どうですか。

○ 早川新平委員

中川委員ご指摘、おっしゃるとおりなんやけど、ある意味、余りに……。イラストとかふざけ過ぎると、感じ方なんやけど、市民の方がお前らおだっておるのかというような、批判も。何やっても批判があるので。だから、それは僕は度外視して、やっぱり親しみやすい、手に取ってみたいなというような表紙だけでも一考する価値はあるのかなと私は思っておるんですけどね。

○ 村山繁生委員長

局長の考えはどうですか。

○ 岡本議会事務局長

まさに委員の皆様がおっしゃるとおり、今まさに広報広聴委員会のほうで、ちょっとまだ具体的な議論には入っていない段階なんですけど、前段階でいろんな意見もお出しただいておるところはございます。他市の議会だよりの実例もちょっと見ていただいて、議論も少ししていただいたところなんですけど、確かにそれぞれの自治体によって特色があって、我々が見せていただいても、委員の皆さんもおっしゃってみえますけれども、確かにこれ、ちょっと何か紙面としては読みやすいなとか、興味持てるなというような、ちょっと紙面も参考になる部分もあったりしますので、その辺、ちょっとまだこれから広報広聴委員会で具体的な議論をしていただいでいくことになろうかと思いますが、その辺の議論も十分参考にさせていただいて、中川委員もおっしゃっていただいたように、それに十分対応できるような予算も結論が出た後には考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

よろしく申し上げます。

○ 村山繁生委員長

よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

この印刷、会議録というの、当然、根拠法があって、これ、つくると思うんやけど、そもそも根拠法は何なん。

○ 岡本議会事務局長

地方自治法の第123条に会議録を調整しなければならないというような根拠規定がございます。ただ、その根拠規定が平成18年——10年ほど前なんです——紙ベースじゃなくてもいいという、電磁的記録でもというような記載もちょっと加えられておるところはあるんですが、ただ、原本をどういうふう考えていくのかとかいろいろ課題もあって、ちょっとまだ普及には余り至っていないような状況があると認識はしております。

ただ、今後、ずっと、せっかく規定が変わったのに、対応も全然していけないというのでもあれですので、ちょっと少し時間をかけて研究もしながら、また、議員の皆様のご意見もお伺いして、ちょっと時代に合った形のあれを検討していきたいなと考えております。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

せっかくそういう道も開けておるんやで、そういう議論もしていかないかんところなんやろうなと思います。

それと、閲覧用に配付をする、いわゆるどこまでやっているの。例えば地区市民センターとか、ある団体とかそういうところまで行ってんの。そういうところには行ってない。

○ 岡本議会事務局長

一応、配付としまして、各地区市民センター、そして一部公共施設——図書館とか——そして、あと理事者の皆さん、もちろん議員の皆さんには配付しておりますが、もろもろ合わせて100冊余りを配付させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

よく国立国会図書館では、地域とか地方とかいろんな発刊物を集めているけど、これ、国会図書館には行っていない。

○ 岡本議会事務局長

委員おっしゃるとおり、国会図書館にも資料として配付をさせていただいているところでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

いわゆる電磁的記録でもいいというところであれば、それはやっぱりちょっと進めた方がいいかわからんね。というのは、大変、いろんな意味でいうと場所を取るし、探しやすいしね、という意味で意見として申しておきます。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

じゃ、他にご質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論ございますか。

(なし)

○ 村山繁生委員長

討論もございませんので、採決に入ります。

それでは、議案第33号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 村山繁生委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 村山繁生委員長

それでは、議会事務局の審査を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、理事者の方は退席していただきまして、委員の方はちょっと少し残っていただきまして、ここからは少し……。ネット中継終わりますして、決め事がたくさんございますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○ 村山繁生委員長

じゃ、委員の皆さん、済みません。今からちょっといろいろとお願いをいたします。

まず、この委員会中の所管事務調査は、もうあしたの期限なんですけれども、この委員会中の所管事務調査はよろしかったでしょうか。

（発言する者あり）

○ 村山繁生委員長

はい。

それでは、休会中の所管事務調査についてでございますが、日程が1月26日の午前10時、または2月1日の10時、どちらかに決めたいと思いますが、1月26日、都合の悪い方。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

2人みえるね。

2月1日に都合悪い方。2月1日10時。両方ともあかんの。

○ 笹岡秀太郎委員

監査がある。

○ 村山繁生委員長

両方監査ね。

○ 笹岡秀太郎委員

抜いておいてもろうてもええよ。

○ 村山繁生委員長

他にもう日があらへんのかな。今度これ……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

どう、どう、どう。2月1日、ちょっと確認してください。

じゃ、ちょっと今、監査の日程を確認してもらっていますので、どちらかにするといたしまして、項目を何にするかということでございますけれども……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

2名もあかんとあれやで、2月1日……。公務はみんな確認してもらった上の日程出してもろうたはずなんやけれども。一応、2月1日として、項目ですが、前回、災害情報の共有という観点でもらいまして、一応継続という形になっておりますけれども、ほかに何か、もし、これをせなあかんぞというものがあれば、どうでしょう。それとも、前の続きをやりますか。

災害情報の発信とか共有。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

その場で一応継続というふうになりましたので、それを一応継続でやるということによろしいでしょうか。

じゃ、そのようにさせていただきます。

日程は、もう少しまた後で確認いたします。今、確認してもらっておりますので。

次、行政視察の報告書をタブレットのほうに送付してもらっておりますので、何か修正がある場合は12月19日までに事務局のほうへ連絡をしていただきますようお願いいたします。

○ 中嶋議会事務局主事

タブレットの場所なんですけれども、トップページの02総務常任委員会の中の11番平成29年11月定例会議会の中の05のその他、こちらが報告書案になってございます。

○ 村山繁生委員長

よろしいですか。

じゃ、次。これがメーンの市制120周年記念シティ・ミーティング、議会報告会、シティ・ミーティングについてでございます。広報広聴委員会のほうで大体決めていただいたことは、1月21日午後1時から4時まで、総合会館で行います。

まず最初は、8階の視聴覚室に全員が集まっておりますので、委員会ごとに議会報告会を、

各委員会8分を目安にやっていただくと。それから、その後、委員会別に部屋を分かれましてシティ・ミーティングをして、そして、また最後に、もう一度集まってその報告をするという段取りが決まっております。

そこで、各委員会ごとに報告を1議案、今回の当委員会の議案の中で1議案を選んで、1議案もしくは、それに何かほかのものも足してもらってもいいんです。どういった所管をやっているとか、2議案でも、一応、各委員会で8分以内でということで、報告をしなきゃならないということでございます。

それを、どの議案を誰にやってもらうかということでございますが、いかがさせてもらいましょうか。

きょう、議案として一番議論のあったのは、スポーツを市長部局にということが一番議論があったのかなというふうに思うんですけども、どうですか。

○ 早川新平委員

市民の方からも来ておったしね。

○ 中川雅晶委員

いいんじゃないですかね、この議案第40、41号。

○ 村山繁生委員長

そうですね。これが一番議論があったかなというふうに思いますが。

よろしいですか。じゃ、どなたにやっていただきますか。

○ 中川雅晶委員

もう委員長で。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

8分も持たへんねんけどな。

○ 平野貴之副委員長

だから、別に1個だけじゃなくて二つずつでも……。

○ 村山繁生委員長

メインやって、あと、そのほか、こういうのがありましたということで、何かもっと…
…。

○ 早川新平委員

本町プラザの駐車場は。

○ 平野貴之副委員長

意見がいっぱい出た指定管理と、あと、クルーズ船と英語の案内とかそういうのを絡めたやつが、結構調子がええんじゃないんですかね。

○ 村山繁生委員長

クルーズ船の対応と広報の外国語。

○ 平野貴之副委員長

を議題にしたやつと、あと、指定管理とか。

○ 村山繁生委員長

あと、指定管理。その中で8分以内でできるやつを。それを一応、だから部局のあれを、議案第40、41号をメインとして、まだ時間があれば、その中からと。

○ 早川新平委員

いつも副委員長は司会ばっかしてもらってあるので、こういうときに発表してもらったらええんちゃうん、正副で。

○ 平野貴之副委員長

いいですけど、広報広聴委員会のほかのやつも……。

○ 村山繁生委員長

広報広聴委員だ。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

何か、藤田議員が総合司会をやられるということですが。

○ 太田紀子委員

サブで私せいって言われています。

○ 村山繁生委員長

そうしたら、これは副委員長もそういう役があるということで、委員長が……。

○ 笹岡秀太郎委員

あと誰が音頭をとるの。

○ 村山繁生委員長

誰か俺がやってやるわという人、おる。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

そうしたら、これは、委員長の私がやります。

じゃ、シティ・ミーティングを皆さんでお願いしたいんです。シティ・ミーティングの共通のテーマと、それから各委員会別のテーマを選ぶんですね。もうそれで……。

○ 中川雅晶委員

いや、もう多分時間がないので、これをメインで、もう一つサブで。

○ 村山繁生委員長

そうすると、共通のやつはもういいということですか。

○ 中川雅晶委員

そう、そう。

○ 太田紀子委員

じゃ、あんまり話が弾まなかった場合に差しかえると、そういう感じで。

○ 村山繁生委員長

それで、こんなペーパー、皆さん……。

○ 中嶋議会事務局主事

タブレットのほうに、これも同じく入れさせていただいてございまして。

○ 村山繁生委員長

選んでもらうテーマがタブレットのどこにあるんですか。

○ 中嶋議会事務局主事

先ほど見ていただいた行政視察報告書案の同じフォルダーの中に入れていまして、1個戻っていただくと、総務常任委員会の……。

最初からですと、トップページの02の総務常任委員会、11番の11月定例会議の中での06です。

○ 村山繁生委員長

シティ・ミーティングテーマですね。これを見ていただいて、委員会別でダブるといけないということで、各委員会四つ、第1候補から第4候補まで出してくれと言われております。それで、その後はどうするかということは、一応、正副に一任をお願いしたいんですが、第1候補から四つ順番に、このテーマどうやということを決めていただきたいんで

す。

どうでしょう。

○ 村山繁生委員長

ご意見、皆さんからいただきます。

笹岡さん、どうですか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

1 から 6 の中から四つ選んでほしい。

○ 笹岡秀太郎委員

2 減らせばいいのやね。

○ 村山繁生委員長

そう。そのかわり順番も決めてほしい。優先順位を。

○ 笹岡秀太郎委員

どうでもいいと言うと怒られる。

○ 村山繁生委員長

一応、そういうふうになっておる。どうですかね。

森さん、どうですか。

○ 森 康哲委員

広報広聴委員以外のご意見の方が。

○ 村山繁生委員長

広報広聴委員以外だとどなたがおる。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

土井さん、いかがですか。

○ 土井数馬委員

どれもなかなかいいテーマやで、上から四つでええですわ。

それか、3から6かどっちでもいいですけど。

○ 村山繁生委員長

上から四つ。

○ 太田紀子委員

でも、何かみんなそれ言いそうじゃない。持ち寄ってもらったら、みんなそうやって言ってみえますって。

○ 村山繁生委員長

早川さんは、どうですか。

○ 早川新平委員

いや、何でもいいですよ。全部でもいい。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員

いや、これ以外にもあってもいいんですよ。

○ 早川新平委員

これ、全部でやるやつやろう。それとも、委員会ごとにやるやつ。

○ 村山繁生委員長

委員会ごと。部屋でやるやつ。

○ 森 康哲委員

最大70人ぐらいの部屋なんです。

○ 早川新平委員

70人来てくれるやつ、それは全員やろう。

○ 森 康哲委員

違います。

○ 早川新平委員

委員会別で。

○ 村山繁生委員長

委員会別で。

○ 早川新平委員

70人ぐらい来る予定なん。

○ 村山繁生委員長

最大で。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員

いや、35人ぐらいの部屋もあったね。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

小さい部屋だと35人で、一番大きい部屋ですと72人という部屋になります。

○ 平野貴之副委員長

でもまあ、上から四つでいいんじゃない。いや、これ、見ていても。

○ 太田紀子委員

でも、よそもそうやって言いそうじゃない。よその委員会も。

○ 中川雅晶委員

ただ、総務常任委員会なので、所管に一番関係あるとなれば……。

○ 村山繁生委員長

それやと選挙だね、というのは。まず、選挙一番でよろしいか。

それから、総務の特に、大体総務のあれやけど。

○ 早川新平委員

1、3はどう。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

3番は、2番目にしますか。

はい。3番を2番目。それから……。

○ 森 康哲委員

ちなみに、中川案の一押しは6番やそうです。

○ 平野貴之副委員長

6番、これ、高校生やおもしろいと思うんですけど……。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

高校生も来てくれるでしょう。

○ 森 康哲委員

50人予定しておるんですよ。

○ 村山繁生委員長

6番も入れておきましょうか。

高校生を期待して、この6番を3位にしますか。

○ 早川新平委員

この4と5って、同じやわな、これ。

○ 中川雅晶委員

プレゼンしなきゃいけないんですからね。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

ほとんど一緒やろう、これ。市民参加の理解と市議会と市民のかかわり方と。

○ 笹岡秀太郎委員

1、3、6、5。

○ 村山繁生委員長

1、3、6、5ね。

一応決定いたしましたけれども、最終決定は正副に一任お願いします。

これで、もし1番になったら、プレゼンをしてもらわなきゃいけないんですわ。資料を

つくってもらわなあかんし、これは全部委員会でやらなきゃいかんもんで、その辺の役割を決めていただきたいと思います。資料作成者、報告者。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

全会一致で中川さんということよろしいでしょうか。

じゃ、こういうことでお願いをいたします。

○ 中川雅晶委員

発表は誰かしてもらうんですか。

○ 太田紀子委員

だから、この間言ったけど、発表はもしかしたらその中で、学生で若い子がいたら。

○ 村山繁生委員長

プレゼンの資料づくりは、中川さんが資料づくりをやっていただいて、発表は……。

じゃ、平野副委員長が発表してもらおうと。

○ 平野貴之副委員長

初めから、そのとき場ですごいリーダーシップをとるような人がおったら、別にその人に発表してもらってもいいんちゃう。

○ 中川雅晶委員

その辺、ちょっと臨機応変に。

高校生、ようけ来ていたら、平野さんがやっぱり……。

○ 村山繁生委員長

じゃ、そういうことで。

○ 平野貴之副委員長

発表って、最後の発表じゃなくて。プレゼンの。わかりました。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

委員会のシティ・ミーティングが終わったら、最後にまた全員集まって報告があります、委員会別の報告が。この報告、どなたが。

○ 太田紀子委員

そのときの報告を……。

○ 中川雅晶委員

そのとき、もし、高校生が多かったら、もしやるというようなら高校生にやってもらってもいい。

○ 太田紀子委員

あすなろう鉄道のとかなんか、高校生の子が結構。

○ 平野貴之副委員長

参加者の人に発表してもらおう。

○ 村山繁生委員長

参加者の人でもええわけなの。

○ 平野貴之副委員長

おらんかったら、こっちでも。

○ 村山繁生委員長

ああ、そういうことね。そうすると、基本は参加者が報告してもらおうの。

○ 中川雅晶委員

そうです、自由ですね。なかなかそれが厳しかったら、もうそれは委員長、副委員長でと。

○ 村山繁生委員長

わかりました。

そうしたら、そういうことで……。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

済みません。市民の方ということもオーケーなんですけれども、もし、その市民の方がふさわしい方みえないときに、どなたか決めておいてもらったほうがいいのかなと思うんですが。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

平野君はシティ・ミーティングの発表者やで。

できるだけ皆さんに1人一つずつ持ってもらったほうがええと思う。

現職の副議長の森さん。

○ 森 康哲委員

やっぱり最後の……。

○ 村山繁生委員長

最後の挨拶があるもんね、副議長。

○ 土井数馬委員

委員会のまとめやで、やっぱり委員長じゃないのかな。

○ 村山繁生委員長

誰もおらんなら、そうするか。

シティ・ミーティングは従来の方法、やり方でよろしいですか。教育民生常任委員会みたいにグループを組むとかそんなのもありましたけれども、従来と一緒によろしいか。

○ 早川新平委員

参加人数で班組むというのも大変やろうし、どんだけ、10人ぐらいならできるやろうけど。

○ 森 康哲委員

その部屋によるんですよね。72人のキャパのところと35人では倍違う。やり方も物すごく変わってくる。

○ 村山繁生委員長

そうやろうね。全然さっぱりわからんで。

○ 森 康哲委員

200人想定しておるんやね。

○ 太田紀子委員

210人かな。

○ 早川新平委員

逆に、その部分は、報告のところは参加者に来てもらって車座でやろうかとか、一緒にやったほうが一体感が出るんちゃう。

○ 森 康哲委員

70人やったらちょっと難しいでしょう。

○ 早川新平委員

だから、その人数も含めて、来たときにわかりますやんか。

○ 森 康哲委員

どの部屋を選ぶかは委員長次第。

○ 村山繁生委員長

えっ、部屋を選ぶのは、何、委員長が選ぶの。

○ 森 康哲委員

まだ決まってない。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

まだ決まっていないので、これもまた……。

○ 森 康哲委員

委員長がどこの部屋を選ぶか。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

含めて委員長さん同士で……。

○ 早川新平委員

俺は教育民生常任委員会の部屋が多いと思うよ。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

委員長間でその部屋を選ぶんや。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

ここでは任せていただいて、後でまた……。

○ 村山繁生委員長

じゃ、部屋も一任ということで。

○ 中川雅晶委員

テーマによって、選ぶのは市民ですからわからないんですよ。

○ 村山繁生委員長

わからんもんな。まだ、どこへ、どれだけ来てくれるかね。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

シティ・ミーティングの司会があるんですわ。

誰かが。平野君はいつも、副委員長いつも司会やってもらっていますが、今回はテーマのプレゼンの発表があるもんで、司会をどなたか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

笹岡さん、それじゃ、司会のほうをお願いできますか。

(発言する者あり)

○ 村山繁生委員長

あとは。

○ 太田紀子委員

2月の1日がどうか。

(発言する者あり)

○ 笹岡秀太郎委員

1日ずれておったので。

○ 森 康哲委員

2日やんね、監査。

○ 村山繁生委員長

じゃ、2月1日の10時から所管事務調査ということで、予定入れてください。

じゃ、長時間にわたりました、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。また、ぜひシティ・ミーティングのとき、よろしくご協力をお願いいたします。

ありがとうございました。

15 : 54 閉議